

第4回定例会会議録

令和6年12月3日（火）

開 議 午前10時00分

○議長（荻原謙一君） これより本会議を再開します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

―――日程第1 一般質問―――

○議長（荻原謙一君） 日程に従い、これより一般通告質問を行います。

順次発言を許可します。

なお、本日の一般質問の質問者は、午前2名、午後2名の計4名とします。

頁	通告番号	氏 名	件 名
29	1	森 泉 謙 夫	御代田町の防災について
48	2	黒 岩 旭	公園管理について
			消防署車庫前の舗装について
			消防団施設について
60	3	中 山 温 夫	核家族化の進行や高齢社会における空き家の活用について
			障がい児支援対策の充実について
71	4	小井土 哲 雄	幹線道路の美化環境について
			小中学生の目を保護するためにサングラス着用を可とする考えは

通告1番、森泉謙夫議員の質問を許可します。

森泉謙夫議員。

（4番 森泉謙夫君 登壇）

○4番（森泉謙夫君） 皆さん、おはようございます。ちょっと五十肩で右肩がどうにもこうにも痛くて、ちょっと大変な日々を過ごしておりますが、1番バッターですの

で、元気よくやりたいと思います。よろしく申し上げます。通告1番、議席番号4番の森泉謙夫です。

9月から、週に1回から3回程度、町内の交差点や駅前などでメガホンマイクを持って辻立ちをやっています。一般質問の抜粋だとか、町や議会の現状や課題などを、通勤ラッシュの中、お車で移動されている方や歩行者の皆さんにお届けできるように、できるだけ分かりやすい言葉でお伝えするように心がけています。実は、出勤の時間の忙しい朝方よりも、夕方の方が聞いていただける感があって、信号待ちの際に朝より夕方の方が車の窓を少し開けて、内容に興味を持って聞いてくれる方が多いと思っています。なので、交差点に立って手を振って顔を見せるだけなら、挨拶だけなら朝。内容も聞いてほしいなら夕方が多くなるということになると思っています。演説は長くても、10分から15分程度。同じ課題を2、3回繰り返してお伝えしていますが、中にはこう手を振りながら「お、そのとおりだ」とか、「おい、森泉がんばれよ」とか、励ましのお言葉を頂戴したり、逆に「だめだ、そんなのでは」と直接のお叱りを受けたり、「ちゃんと仕事しろよ」と厳しくとも優しくとも取れるお声を頂戴したりするわけです。お声がけを頂くということは、とてもありがたく、うれしいことなわけですが、私も人間ですから、叱られっぱなしのときは悔しくて眠れないこともあります。しかし、声をかけてくださる方も、何も無いのに言葉を投げかけてくるわけじゃない。一町民として、町や議会の様子や発言などに対して、それは違うと感じるものがあつたからこそのお言葉であらうと、このように感じております。

未熟な1年生議員であることには間違いがないわけですから、町民の皆様から褒めて伸ばしていただく教育を今、受けさせていただいているように感じるがありますが、一方で、お褒めの言葉を重ねれば重ねるほど、本当にそれでいいのかと考え始め、悩み始めるわけです。そういうときにキラリと輝くのがお叱りの言葉であります。私は、ご意見に対して、吸収力以上に反発力をきちんと持ち合わせていると自分で思っています。その反発力を上手にご活用いただくためには、お褒めの言葉以上に、より多くのお叱りの言葉をいただくほうが、私のハートに響くことは間違いはございませんので、この1年生議員を育てる意味でも、この先厳しいご意見をいただくことがより重要なのではないかと、このように自己分析をしております。

町民の皆様方におかれましては、街頭に立つ私の姿をご覧くださいことがござい

ましたら、ぜひ、町や議会に対しても、私の議員活動に対しましても、厳しい評価と忌憚なきご意見・ご感想をいただきますよう、心よりお願い申し上げまして、本題にあります、我が御代田町の防災についての質問に入りたいと思います。

私はこれまでも、防災の観点から、水道の耐震管整備や給水車の必要性など、具体的な対策について町側と議論を重ねてまいりました。小園町長の公約にもございます、安心・安全の御代田町を追求する議論に、筆もマイクも置くことはないわけですから、本日は、1つには、私の専門分野でもある建設土木の観点から。もう1つには、町民の皆様からのご意見を題材とした質問を行ってまいりたいと、このように考えております。

まずは土木からになります。私が所属する町民建設経済常任委員会では、9月の委員会で、8月7日の豪雨で被害を受けた町内の災害現場を視察しました。私は議員として、また土木技師の一人として、災害現場の地質を確認しながら現場を観察してまいりましたが、1つの結論として、8.7豪雨で被害を受けた現場の多くは、俗に言う焼砂や粘土質ではなく、火山灰土と呼ばれる地質だということが挙げられます。防災に関わらずということになりますが、地質を考える際に、これまで町として、町内の地質調査等の実績があるのかどうなのかに着目することになったわけですが、町側として、これら調査への実績があるかないかお尋ねしたいと思います。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えいたします。

地質調査は、学術的な目的や資源調査等、作業関連のために地下構造を解明するために行われる調査でございます。町では、道路改良事業において、路線選定や概略設計の際、当該地の崩壊の危険性の判定、標準的な切土法面勾配の決定、地質・土質とその構造の把握等のために実施しております。

また、建築物の工事の際は、現場の地盤調査。こちらは建物を建てる前に地盤がどの程度の重さに耐えられ、沈下に抵抗する地耐力を保てるかどうかという調査になります。こちらを実施しております。具体的には、道路では七口線、谷地沢大塚線等がございます。建築物では、役場庁舎、ふるさと大橋、栄橋、新三ツ谷橋、東原西軽井沢線橋梁などで地質調査を実施した実績がございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 森泉謙夫議員。

○4番（森泉謙夫君） 特に、道路改良や、比較的大きな構造物を作る前などに調査を行うということになると思いますが、豪雨災害が起きた現場の地質がどのようなものかというのは、目視で把握できることも多いと思います。災害だ、すぐ直さなきゃとって、施工基準のページをめくり始める前に、資料を残すために現場をしっかりと、特に地質を把握した上で、施工方法の検討を行うべきだということについて申し上げているわけです。

よく、「雨降って地固まる」と言われますが、人は雨を嫌がりますが、雨が降った後には、かえって土地が固くしまって良い状態になるということに由来するわけですが、雨水の浸透と乾燥を繰り返すことによって、例えば、豊昇の梨沢や久能から浅間山のほうを見ると、湯川沿いに肌色の崖が見えますよね。あれが火山灰です。崖になるぐらい固く固まる土なんです。火山灰は浸透性が高く、水はけも良く、締固め後の強度も高く、地震には強い反面、一方では水が溜まってしまうと一気に崩壊しやすい性質を持っていますから、水を止めたり溜めたりするよりも、水路などを使って表面を流すほうが地質的には合います。溜まった水が、水量が限界を超えたら一気に土手が飛びますから、人の手には負えなくなりますので、火山灰エリアの防災の豪雨防災のキャッチコピーを考えるとすれば、「水は溜めるな、流しちゃえ」ということになろうかと思います。

私は、防災には自然から逃げる防災と、自然に立ち向かう、攻める防災があると思っています。当町の自然災害は、頻度で言ったら大地震や大噴火より豪雨災害のほうが多いのではないのでしょうか。地震や噴火は、地中何十m、何百m、中には何千mという場所から、その深いところからの影響ということになるので防ぎようがない。だから、逃げる防災として、例えば東原西軽井沢線に代表されるような防災避難路などを必要とする警戒力が求められるわけです。

一方で、豪雨災害においては、空から地球の表面に降ってくる雨の影響が課題になるわけですから、攻める防災が成り立つわけです。結果から申し上げますと、御代田町が攻める防災を考えるのであれば、普段は水は流れていないが、大雨のときにはしっかりと機能してくれる防災水路が火山灰土の上で、我々人間が生活に使っている程度のごくごく表面的な利用に適した構造を作り上げると、こういうことになると思います。雨水は低いところへ流れますから、水路を通して最終的に町内の深

い沢などに流れていきます。防災水路に触れましたけれども、道路脇の側溝も普段は水は流れませんが、雨が降ったら水が流れる防災水路の1つと言えます。足元で気になることを言えば、東原西軽井沢線の1工区で最初に橋が架かる場所があります。開通すれば、あそこは西軽井沢と桜ヶ丘の両方からの雨水が集まる場所になるんですけど、それは全て久保沢川へ流れていくこととなります。その久保沢川に流れていった雨水、これを果たしてその久保沢川は、豪雨の際にも災害を引き起こすことなく、その雨水を飲み切れるのかどうなのか。道ができれば雨水の動きも変わりますし、場合によっては流れ込む雨水の量も大きく増えることとなります。久保沢川については、これらの安全性を確認されておられますでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えいたします。

令和9年度までの都市構造再編集中支援事業で整備する東原西軽井沢線の延長880mについて、道路の勾配の状況を踏まえ、西側区間、中央区間、東側区間の3区間に分け、それぞれの流域面積から雨水排水の系統を検討いたしました。雨水排水については、既存道路の小田井追分線の雨水排水先が、久保沢川及び岩村田用水であることから、既存区間についての排水はこれを踏襲しております。

しかしながら、新設区間である御代田佐久線から一里塚国道線まで接続する、約340mの区間につきましては、排水量を加味し、設置される側溝を透水性のものにし、一部の区間では透水性舗装にするなど、雨水排水量を軽減させる手法を取り入れ、排水先の久保沢川に考慮した設計となっております。

なお、久保沢川においては、河川周りの樹木である河畔林の整備を実施しております。倒木するおそれのあるものや、既に川をふさいで倒れている木については、これを伐採・除去し、河川の流域断面を確保するなど、河川の維持管理のほうにも努めております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 森泉謙夫議員。

○4番（森泉謙夫君） 東原西軽井沢線が防災避難路としての役割を果たす前に、豪雨時の久保沢川をちょっと心配になったわけですがけれども、ただいまの答弁にもありましたように、側溝や舗装を透水性とする設計として、河川の管理も十分であるとい

うご答弁をいただきましたので、ひとまず安心いたしました。

東原西軽井沢に関連する内容として、こちらで委員会でも視察したことがあります。西軽井沢の越生学園グラウンドの東側を、東原西軽井沢線まで抜ける真っすぐな通り、町道東台7号線がありまして、こちらは小井土哲雄議員からもご指摘がありました。ほぼ全線の道路脇がU字溝になっています。U字溝というのは、書いて字のごとくUなので、上が口が開いている側溝になりますが、要は道路の片側がほぼ全線にわたって開口部になっていて、地元住民の方からも、車のよけ違いが難しいだとか、年に何回も側溝に車が落ちている、雪が降ったら特にそうですね、という意見も出ております。このようなU字溝における開口部は、町内には数多く存在しておりまして、私も三ツ谷区内にあります路側帯の側溝開口部の危険性を溝蓋をかけることで対策するよう、現在、建設水道課に相談している経緯もあります。こちらでも何度も車が開口部に落ちていますし、住民の方が転倒や転落などの危険性と共存している現状は、当然改善する必要があると思います。側溝の開口部に落ちてけがをした例になりますが、私のここ、縫い傷がありますけれども、これ子どもの頃に近所のU字溝の開口部に自転車ごと落っこちてできた傷です。けがするので、ぜひ対策をしてほしいなというふうに感じています。後ほどゆっくり、私のこの傷についてはご覧いただければと思いますが、特に東台7号線は、西軽井沢団地と旧中山道を直線で結ぶ重要な町道として考えるべき道路です。東原西軽井沢線を防災避難路としてきちんと機能させるためにも、区内から避難路につながる道路の危険性を少しでも排除していくべきであって、先日、現場へ行って測ってききましたが、構造上、側溝に溝蓋をかければ、今よりも40cm道路用地を有効に利用できるだけでなく、同時に利便性も向上しますし、よけ違いもちゃんとできるようになります。緊急避難路へアクセスする道路の改良について、町側はいかがお考えかお尋ねいたします。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えいたします。

防災避難路は、災害に応じて避難箇所が異なりますが、おおむね各区、集落から安全な避難場所までの経路となっております。防災避難路は主に町の幹線道路になりますが、幹線道路以外の比較的交通量の多い生活道路については、避難の際に使

われるため、今後、各区からの要望等も踏まえながら、順次整備できるところから着手していきたいと考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 森泉謙夫議員。

○4番（森泉謙夫君） できるだけ早く改善していただけると、避難をする際にも、幹線道路に出る前に生活道路が安全に使えるようになることになりしますので、よろしく願いできればと思います。

話を地質に戻しますが、砂質、土質、粘土質などいろいろありますが、私は今後の豪雨災害に向けて、復旧方法も全て同じ条件ではなく、地質や地形などによって、工法を研究し選択できるようにすることで、自然と人間との戦い、復旧と災害のいたちごっこを減らせると考えております。町内だけ見ても、何種類もの地質や地層が存在し、災害現場に復旧への緊急性が求められる中で、国に補助を求める場合、その査定には100%までの現状復旧といった前提が存在するともお聞きしております。このあたり、詳しい説明をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えいたします。

災害査定の基準について、補助災害として認定するための基準と、復旧工事をする際の基準の2点についてお答えいたします。

災害査定は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、同施行令、同施行規則及び同事務取扱要綱のほか、公共土木施設災害復旧事業査定方針に規定されております。

まず、補助災害として認定するための基準につきましては、査定方針の規定によれば、査定の内容は災害原因の調査から入り、被災施設の原形及び被災状況のほか、降雨については最大24時間雨量、連続雨量などに留意して調査が進められます。また、災害復旧事業の採択の範囲としましては、河川については警戒水位、こちら警戒水位の定めがない場合は、河岸高ということになっておりますが、こちらは低水位から天板までの高さになります。こちらの5割程度の水位以上の出水により発生した災害と定められております。

河川以外の道路などの公共土木施設については、最大24時間雨量、80mm以上

の降雨により発生した災害としております。ただし、最大24時間雨量、80mm未満の降雨により発生した災害であっても、時間雨量等が特に大である場合を含むと規定されております。

続いて、復旧工事をする際の基準としましては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第2条第2項において、この法律において、災害復旧事業とは災害に因って必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧する。原形に復旧することが不可能な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含むことを目的とするものをいうと定められております。

また、第3項では災害に因って必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合においては、これに代わるべき必要な施設をすることを目的とするものは、この法律の適用については災害復旧事業とみなすとされていることから、原形復旧が基本であるとしながらも、それが困難な場合は、それに代わる方法での復旧によることとされております。

また、検査の立ち合いに関する事務処理要綱によりますと、原形復旧によらざる部分の事業費は最小限となるよう、技術的考慮を求めるとされていることから、原形復旧以外は費用を最小限に抑えた工法での施工が基準であるということと考えられております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 森泉謙夫議員。

○4番（森泉謙夫君） だから、同じような場所が崩れるんだよ、これ。原形復旧以外は費用を最小限に抑えた工法での施工が基準だということで、これ、基準は基準でも、しっかりと防災しなさいよという基準ならともかく、費用を抑えることを目的にしたような基準では人間と自然災害とのいたちごっこは減らないですよ。

町内を知り尽くした専門家集団として、町の建設水道課や産業経済課が存在するからこそ、災害復旧や災害対策が成り立つわけなんだから、国庫補助として災害の復旧という枠組み的に、町側が望む現状復旧以上の必要性は、仮にあっても訴えようがないという条件だとすれば、これはちょっと納得できないと感じますよね。ですが、ただいまの答弁のほうをお聞きすると、町側からあくまでも原形復旧の申請だった。その査定の中で国側から申請替えのお言葉をいただいて、そして再発防止の工法となった。

今後は、改良復旧を含めた申請を行うことで、これ一步進んだ攻める防災が可能になると、このような解釈でよろしいでしょうか。一旦お答えください。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えいたします。

そのとおりです。

○議長（荻原謙一君） 森泉謙夫議員。

○4番（森泉謙夫君） 災害があったから復旧があるわけで、その現場は地質や地形などによって、元の状態が不安定だったから災害になったわけだから、町としてもこの先は元に戻すのは最低限として考える。ということよろしいでしょうかね。

しかし、一定の基準を与えられている町側からは、現状復旧までの訴えは通常的に認められるけれども、それ以上やるならこれ単費でやれと。国側から前もってそういうことを言い渡されているのと同じではないですかね。

単費ではできないから補助のお願いをしているわけだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えいたします。

災害復旧工事の際は、先ほどお答えしましたとおり、まずは原形復旧を第一に被災状況から復旧方法、復旧工法を検討いたします。

しかしながら、今回の災害査定の際は、査定官から従前の復旧工法で被害の再発を防げるか。防げない場合は復旧工法を再検討し、申請替えをするよう指示がございました。これまでの査定は、まず原形復旧を基本に実施してきた経緯がございます。今回の査定は、査定官から提案をいただくなど、例外的な状況となりました。そのため、河川復旧箇所の一部については、ふとんかご工法からブロック積みに変更し、申請替えをして査定を受け、災害補助として認定されております。

復旧工法については、先ほど答弁しました災害査定基準等の中で、被災した施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合については、これに代わる工法で復旧することも災害復旧事業とみなすとされております。

また、国の災害復旧事業について、原形復旧のみでは再度災害が生じる可能性が

ある場合、改良復旧事業を申請することも可能となっております。改良復旧事業は、災害復旧事業費に同程度の関連費を加えて、災害箇所あるいは一連の効用を発揮するため、被災していない箇所を含めて改良復旧することにより、再度災害を防止するものとなっております。

今回の災害箇所については、改良復旧事業ではなく、申請替えによる再度災害防止という内容となりましたが、今後、被災箇所の原形復旧だけでなく、被災されていない箇所も含めた一連の改良復旧が必要と判断される箇所があれば、当該事業の考え方も含めて復旧に当たっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 森泉謙夫議員。

○4番（森泉謙夫君） 災害復旧ですから、緊急性がある中で、多くの判断が求められるということは十分理解できますが、申請の仕方によって大きく変わる現状もあるということになれば、今後は原形復旧だけではなくて、未被災の災害箇所も含めて復旧に当たっていくということだけれども、復旧したすぐ隣が崩れたり、いつまでたってもたちごっこが減らないような状況にならないようにしていくことを考えた申請を行うことも大事なことだと思います。

災害が起きた後にかかる復旧費用は、防災にかける費用をはるかに上回るわけだから、国にしたって町側が求める防災を理解してもらいたいと思うし、国会の皆さんにしたって、声が届くのを待っているのではなくて、目の前にある声を届けるのが仕事なのだから、しっかりと考えてもらわなくちゃいけない課題だと思います。

この質問の動画配信をご覧になる国会議員の先生方がいるのであれば、この課題は早いもん勝ちだと思います。とはいえ、今すぐどうにかなるわけでもないとしても、災害に遭っているのは御代田町民なわけであって、それに対して、町側がちゅうちょなく防災への舵を切るとすれば、特に単独事業で道路の新設や改良を計画するとき、攻める防災を念頭に置いた設計を考えるべきだと思います。

先ほどは、東原西軽井沢線の雨水排水は設計や河川の整備によって整ってきていると、このような説明がありましたが、例えば道路の側溝で、特に側溝の上を車も通れる自由勾配側溝ってありますよね。V S側溝と呼ばれているものですが、標準断面図でいうと、水路断面が300掛ける300mm、30cm真っ角なものが使用されると思いますが、実際に豪雨災害の原因を考えたときに、側溝が雨水を飲み

切れなかったことが原因だったりするわけじゃないですか。実際、豪雨の後、側溝の溝蓋が水圧で持ち上がって外れちゃっているのを見つけて、建設係に復旧を依頼する電話をかけたこともあります。側溝の水路断面が300掛ける300mmと、もうひと回り大きい400掛ける400mmでは、側溝の幅は100mmしか広がりませんが、流れる水の量は1.7倍以上増やせます。これ、費用面で考えても、300掛ける300mmと400掛ける400mmの施工費は、細工込みで2割強の増額となり、約1.23倍の費用で1.7倍以上の雨水を流せることになり、道路に備わる防水水路としての機能が大幅に強化されることになりまますから、良好な費用対効果につながるし、これが攻める防災ですよ。町は災害が起きやすい場所を特定し、防災水路としての機能が備わる道路側溝のサイズアップ、これを設計に反映することで、攻める防災の1つとして機能し、拡大分の側溝幅を道路の内側に広げれば、現道の用地幅でできる仕様になります。このように、今回の豪雨災害を今後の防災の礎として、しっかりと反映させていくべきだと考えますが、側溝のサイズアップなどについて、いかがお考えでしょうか。お伺いたします。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えいたします。

側溝のサイズ決定に当たっては、道路設計の前段階で当該道路における雨水の排水量について、流域面積や雨量強度、降雨の確率等を踏まえて調査を実施いたします。この調査によって得られた数値によって、雨水排水量、側溝のサイズを検討いたします。ご質問いただきました側溝のサイズアップについては、雨水の排水量が増え溢水や増水を防ぐことができると思われませんが、サイズアップをしていく箇所を検討する前提においては最終的な雨水排水先、河川等の状況と排水経路が受け持つ雨水の流域面積を踏まえる必要がございます。現状としましては、8月7日豪雨のような局所的豪雨の被害状況を検証し、排水系統を再度確認の上、溢水や増水が発生した脆弱箇所の把握や流域面積の調査を実施し、路線全体で雨水排水の状況分析した中で排水を分散させたり、雨水を貯留するなど、各路線の地形的な制約の中で路線ごとに最適な排水方法の検討が必要であると考えております。

近年の温暖化に伴う異常気象の中では、線状降水帯やゲリラ豪雨、巨大台風が頻発し、これまでの常識が通用しない規模で災害が発生しております。当町において

も例外ではありません。このような状況の中で頻発化する豪雨を想定した排水計画、排水路整備をしていくなど、事前防災の考え方はますます必要になっていると感じております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 森泉謙夫議員。

○4番（森泉謙夫君） 大体、災害の後には想定以上の雨量だったと、こういう話になるわけですけど、想定以上の雨が実際に降ったから災害が起きたわけで、前回の災害と同じだけの雨が降ったけど、今回は被害が少なかったというのが災害対策の結果ということになるわけでしょう。今、お話しにあった最終的な雨水排水先、河川等の状況だとか、排水経路が受け持つ流域面積を踏まえる必要があるということですが、これ、おそらく集水柵だとか、そういうところにしわ寄せが来るのではないかということをおっしゃっているのだと思うのですけれども、集水柵がもし容量的に足りないのであれば増やすべきだと思います。これによって災害を防げるという方向で、攻める方向でしっかりと考えていただければと思っております。

これ、つい先日ですけど、中野市の、私は交流があります議員のSNSに、水路断面を大型化することで浸水対策を行うといった記事を目にしましたけども、これ理にかなっていると思いますよ。中野市の規模で10年ほど時間がかかったそうです。あくまでも国側が100%の復旧を前提とするならばですよ。その効果を110%、120%に引き上げたいと考えるのは、町側も議員側も決して特別なことではないですよ。

以前にもお話ししたとおり、人口減少社会は町の税収の減少に直結します。そして、過去最大人口の時代に生きる、今最も潤沢な予算で活動しているとも考えられる御代田町が100年後、200年後に昔の人はこんなとこに水路を作ったんだよね。だから御代田って水害が少ないんだろうねと語り継がれる、攻める防災にするのかどうなのかをまさに今議論をしているわけです。

私は、豪雨などの水害に関しましては、攻める防災の必要性を強く感じておりますが、町側はこの攻める防災につきまして、いかがお考えになるのかお尋ねしたいと思っております。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 町の考えということでお答えします。

ちょっと冒頭のところに戻りますけど、私は町長6年近くやっております、その間叩かれまくってきておりますけれども、だんだんと悔しくても眠れるようになってまいりますので、ぜひお気を強く持っていただければありがたいなと思っておりますのでございます。

さて、お答えします。

8月7日豪雨は、局所的な豪雨災害としては、町はこれまでに経験したことのない災害となりました。私自身も、今回の災害現場の視察をした際に、被災箇所が再度被害箇所とならないよう改良が必要と感じた箇所がございました。現状の排水路で飲みきれない雨量が集中する状況、および路面排水が道路法面へ流れ込まない構造など、町といたしましても今回の豪雨災害の被害状況を検証し、雨水排水システムの再検討と、今後の豪雨災害に備えた事前防災の考え方が重要であると考えます。

なお、今、財源についてのお話いろいろありましたので、付言しておきますと、災害の復旧という点におきましては、やはり現状ビルドバックベターを予算化するというのはなかなか大変でありますけれども、緊急自然災害防止対策事業債という、緊防債と言われている起債がございました。これ、令和7年度までの時限でありますけれども、充当率100%の措置率70%というかなり有利な起債があります。また、緊急浚渫推進事業債というものがありまして、これまで御代田町、多くの、令和2年度から今年度までということでありまして、やはり充当率100%、措置率70%というかなり有利な起債があります。先ほど課長が申し上げました、久保沢川の木伐採とか、あと今年度取り組む雪窓湖の浚渫には実はこれを使っておりまして、かなり有利な起債となっております。今年度、町村会のほうから、この緊急浚渫推進事業債の延長を呼びかける要望をしておりますので、これが長く延長されていくことを期待しているところでありますし、また、緊防債についても来年度おそらく要望して、あと5年何とかならないかというような形で要望していくと思っておりますので、それを活用させていただければなと思っておりますのでございます。

さて、議員ご指摘の側溝のサイズアップについてでございますけれども、これは検討の大きな材料の1つと考えられますので、また専門的な観点でもろもろ教えていただけますとありがたいなと思っております。

また、被災箇所については、再度災害を防ぐため、被災箇所と関連する未被災箇所を1つの箇所として捉え、予算等を含めた調整の中で実施可能であれば、改良復旧事業も視野に入れ対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 森泉謙夫議員。

○4番（森泉謙夫君） やれることはまだまだたくさんあります。町民のための災害に強い御代田町をつくっていきましょう。

ここまでは、防災の中でも土木に関わる話をしてきました。ここからは、災害から身を守る、逃げる防災。避難の際の女性への配慮についてということで進めてまいりたいと考えております。

防災は書いて字のごとく、災害を防止するという事で、中にはいろいろな備えがありまして、大規模な地産事業から飲み水の確保や備蓄品の準備まで様々であります。町内や近隣で大規模な災害が起きて、町内に避難所が設置された場合など、その避難所には町側の備蓄品などが持ち込まれることとなりますが、現在どのようなものが準備されているかをお尋ねしたいと思います。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

現在、町では食料品関係、衛生用品、資機材の3分類を備蓄しております。

まず、食料品関係としましては、主食のアルファ化米を使用しました味付きご飯やお粥、パン、間食用のビスケット、乳児用のミルク、それから水を備蓄させていただいております。

次に、衛生用品としましては、体を拭くウェットタオル、歯ブラシ、おむつ、哺乳瓶、生理用品、トイレ凝固剤セット、トイレトペーパーなどがあります。

最後に、資機材であります。避難所用マット、避難所用テント、間仕切り、ベッド、寝袋、毛布、発電機、ブルーシート、投光器、また充電器などを備蓄しているところでございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 森泉謙夫議員。

○4番（森泉謙夫君） 皆さん、アートメイクってご存じでしょうか。私は長野理容美容

専門学校美容科を卒業しましたが、国家試験の必須科目に皮膚科学というものがありまして、表皮の4層というのは試験に出たのでよく覚えています。表皮は皮膚の表面から角質層、顆粒層、有棘層、基底層の4つの層からなりまして、物理的な刺激や紫外線から皮膚を守るといった役割があります。また、表皮のターンオーバーとは、表皮の最も深い位置にあります基底層で、表皮核化細胞、ケラチノサイトと呼ばれる細胞が日々生み出されていきまして、基底層で生まれたこの細胞は約1か月から2か月かけて徐々に表面の角質になっていきます。アートメイクとは、眉毛やリップなどに直接色素を入れていくメイクアップ技術のことですが、水や汗などの影響を受けないのでメイク崩れの心配もないですし、印象の管理や身だしなみの1つとして女性はもちろん、最近では男性からも人気を集める美容施術になっています。ちなみに、アートメイクは2005年に厚生労働省から医療行為として認定されておりますので、医療機関で施術可能な美容技術になります。

我が町の防災と皮膚科学が何の関係があるのかというと、7月の終わりに20代から70代まで幅広い年齢層の女性がお集まりの会合に、たった一人の男性としてお邪魔する機会がございまして、その会話の中で大きく盛り上がっていたのは、大災害が起きたときに女性が一番不安になることは何かということでした。女性にとって一番の不安材料は眉毛だそうです。大地震や大噴火などで災害が発生した場合、着のみ着のまま、まずは命を守るために避難する。これが一番だと考えるわけですが、有難いことに、有事の際にも女性が眉毛を意識するということが、これを男性が瞬間的に理解するのはなかなか難しいものではないでしょうか。普段のメイクでも眉毛に30分以上の時間をかけていらっしゃる方もいらっしゃるもので、眉毛がうまくかけないと一日中憂鬱だと言われる方もいます。これ、24時間で眉毛メイクが30分だとすれば、48時間で1時間。これ、48年だと1年間、眉毛に時間を費やすことになります。私が風呂に入っている時間が大体30分から1時間ぐらいだから、やっぱり48年あれば短くても1年以上は風呂に入っているということになるわけで、それと同じような時間だと思えば、女性にとって眉毛のメイクはもはや体の一部であるとともに生活の一部であって、眉メイク自体が心の安心に大きくつながっているものであると、このように理解するべきでしょう。眉毛はそれだけ大切なもので、中には1から3年程度で消えるアートメイクの施術を受けられている方も少なくありません。話の中でも、いいなとか、私もやりたいとか、参加者の皆さんも

眉毛のアートメイクへの関心が高いようでして、実際にやってみたいという声がありまして、この一般質問は、アートメイクをお勧めする内容とは一線を画すものではありますが、眉毛の重要性をぜひ一般質問で広めてもらいたいと、背中を押していただいたわけであります。

それでは、女性が眉毛にどのような思いで向き合っているか、女性ならではの安心感につながる眉毛のメイクについて、町側の理解はどのようなものかお尋ねいたします。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

町では、これまで避難所の設置については避難所用テントや間仕切り、こちらを備蓄しまして、また、避難所の設営方法につきましても間仕切り同士の間隔をできるだけ確保できるように、避難人数に応じ3パターンのレイアウトを考えるなど、できるだけプライバシーを確保できるようなことを考えてきたところでございます。ご質問の災害時における眉毛のメイクなどの女性ならではの課題については、正直これまで検討したことはありませんでした。今回、森泉議員に一般質問していただいたことで、災害時のように平静を保つことが困難な状況や、家族以外の人と長時間同じ空間にいるなど不安を感じる場面においては、メイクにより精神的な安定や日常ルーティンを保つことにつながることを私自身理解をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 森泉謙夫議員。

○4番（森泉謙夫君） 総務課長、メイクによる精神の安定についてご理解いただきまして、ありがとうございます。防災計画協会のオフィシャルサイトなどには、女性特有の悩みは周りに相談しにくく、どうしても一人で抱え込みストレスになりやすい。これまでにあった避難所生活には、避難所の運営が男性だけに任されていた場合などに、女性の意見がなかなか取り入れられなかった。言い出しにくかったなどというご意見が紹介されています。女性ならではの不安や心配事があります。日本人は何度も大災害を経験してきましたから、その分、防災意識も高いとされてはいますが、私は御代田町は避難所への備品の中に眉ペンシルなどの眉メイクの道具を数本

でいいのでご用意いただければ、細やかな配慮として避難される女性に大きな安心感を持っていただくことができるのではないかと、このように考えました。眉メイクには、アイブロウと呼ばれる眉ペンシルや眉リキッドなどがありまして、ぜひ、女性職員の皆さんにご相談いただいてご準備いただき、避難所へ持ち込まれる備蓄品の1つに加えてみてはいかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

町としましては、先ほど申し上げたとおり、これまで食料品や衛生用品、資機材などを優先し、必要数備蓄できるよう計画的に進めてきております。また、メイク用品については様々なメーカーが製造しており、その人に合ったものを皆さんがお使いになっていると思います。肌に合わないものを利用し肌荒れを起こす可能性もありますし、ほかの人と共有し使い回せるものではないのではと認識しております。また、保管についてもメイク用品のように温度や湿度に左右されやすいものは防災倉庫での備蓄、管理が難しい部類であると考えております。しかしながら、先ほど申し上げたとおり避難所生活において精神的な安定を得るために必要なものは、町が思っているよりも多く、いろいろな方の視点や考え方を取り入れる必要があることを改めて認識する機会となりました。

町としましては、今まで各ご家庭で防災備蓄品として食料品や薬などを案内してきましたが、メイク用品などについても2つ購入し、1つは持ち出し袋に入れてもらうような広報をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 森泉謙夫議員。

○4番（森泉謙夫君） 一歩前進だと思ってお聞きしておりました。ありがとうございます。

女性にとって、心の安心感につながる前向きなご答弁だと感じております。確かに、人によって合う合わないもあるだろうし、合うものをご自身で準備していただくことを啓発していくことのほうが現実的かもしれないと思いました。

先日、薬局で眉ペンシルを見てきましたが、いろんな種類がありまして、1本あたり150円程度のものが一番多く展示されていたように思います。避難所での生

活にほんの少しでも安心感を加えることは、これ、ためらわずして避難する行動への後押しや支えにもなりますし、避難への判断と行動のレスポンスは人命に直結しますので、極めて重要なポイントだと私は考えております。今回は、眉メイクについてをあえて大きな課題として捉えさせていただきました。災害復旧ももちろん大事な仕事です。しかし、金額の大小ではなく、準備した眉ペンシルが避難所では女性の安心感につながり、ひょっとしたら避難のときには大切な人の命に関わるのかもしれない。行政が防災の備蓄品の中に眉ペンシルを加えるという広報を行うという話、自分の範囲ではありますが聞いたことはありません。御代田町の女性のご意見によって、これを町側から実際に広報していただいた場合、私は日本の避難所や備蓄品への考え方を進化させられる可能性すらあると思っております。避難所と女性の眉毛について、これまで総務と議論しましたが小園町長はどのように捉えられたかお尋ねしたいと思います。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えします。

近年、避難所に関しては女性目線で考える運営が求められており、授乳室や更衣室の設置、男女別の入浴施設、トイレの設置、女性用スペースの確保、生理用品の備蓄などがあります。私は審議会等の女性比率を30%に上げるということを取り組んできているところなのですが、町の防災会議におきましても女性比率を上げる努力をしております、それをとおして、やはりこの女性目線をどういうふうに防災に活かしていくかということとはよくよく考えていかなければならないなと思っているところであります。

町としては、今述べたものについては対応ができるように進めておりますけれども、森泉議員からの提唱は様々な視点で考えることの重要性を改めて認識させていただけるものでありました。今回の話をいただき、ほかにこうしたものがあるかと考えたとき、思いつくものとしてコンタクトレンズがあります。普段、眼鏡をご利用の方は避難時に眼鏡を着用していると思いますが、コンタクトレンズの方は予備のものを持って逃げる方は今のところあまり多くないのかなと思います。このコンタクトレンズというものは人それぞれによって度数に違いがありますし、乱視がどのぐらいだとかということもありますので、町の備蓄は極めて困難であると思いま

す。

私、実は、1995年1月17日発生 of 阪神淡路大震災のときに、我が下宿は全壊しまして、実は眼鏡が見つからなかったのです。実は逃げるときに1日ずっと眼鏡を使えなかったということで、かなり困難を覚えたという記憶があります。そういうことから、やはりこのコンタクトレンズをご使用の方は、なんとかご自分でご用意いただくことが大事なのかなと思うところでもあります。こうしたものはほかにもあるはずですので、今年度実施の防災士養成講座で防災士資格を取得した方々の知恵をお借りしながら、個人で備蓄をお願いする物の広報活動と、より良い避難所運営について議論を深めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 森泉謙夫議員。

○4番（森泉謙夫君） 避難所の生活に普段の生活を再現することは不可能です。

しかし、最低限というロアレベルということをしつかりと議論しながら、男女問わずほんの少しずつでも上げて日常に近づけるということが避難への不安を減らす理由になるはずですよ。

自然と戦う・攻める防災と、自然から逃げるための防災、どちらにも必ず進化が求められるものではないでしょうか。

先ほども触れましたが、私は美容学校を卒業しておりまして、娘も2人が美容師でして、実は母親も美容師でして、私が1歳のときに美容院を開業しましたので、母の背中におぶさりながら美容院で育てていただきました。ですので、女性の美への追求は生業として常に身近なものと感じながら生きてまいりました。そんな私に、ほとんどの女性にとって大災害の際にも眉メイクが大切なものだということ、とても大きなことを改めて気づかせてくださった御代田町の女性の皆様方に対しまして、心より感謝を申し上げたいと、このように思います。ありがとうございました。

○議長（荻原謙一君） 森泉議員に申し上げます。制限時間が近づいていますのでまとめてください。

○4番（森泉謙夫君） 最後になりますが8.7豪雨災害において、災害復旧の担当職員の皆さんの必死の活動により、特に応急復旧が大きく進んできたこと、このように聞いております。職員側も発災当初と比べれば、ようやく少し落ち着きを取り戻してきたかと感じる反面、しかしながら、庁舎2階の担当課の電気は毎晩遅くまでつい

ているのを見ると、復旧もまだまだ道半ばなのかと、このようにも感じております。

災害復旧というのは、一般的な道路改良などと異なり多くの危険が伴うものです。先日、建設水道課と産業経済課に聞いたところ、復旧作業中の事故やけがなどもなく、二次災害も起きず、現場は順調に復旧されているとの報告を受けております。災害復旧の現場から、これが何よりの報告です。規模の大きな復旧はこれからが大変になる時期だと思いますが、現場を受け持つ職員と復旧の現場作業に当たる業者の皆さん、それぞれが安全への配慮を怠らず、これだけ多くの災害箇所をここまで事故なく復旧されてきたその技術に対しまして敬意を表しますとともに、この先にあります復旧現場のご安全を心よりご祈念申し上げまして、私の一般質問の全てを終わりとしたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（荻原謙一君） 以上で、通告1番、森泉謙夫議員の通告の全てを終了します。

この際、暫時休憩します。再開はブザーにてお知らせします。

（午前10時59分）

（休憩）

（午前11時10分）

○議長（荻原謙一君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告2番、黒岩 旭議員の質問を許可します。

黒岩 旭議員。

（5番 黒岩 旭君 登壇）

○5番（黒岩 旭君） 通告2番、議席番号5番、黒岩 旭です。今回の一般質問は通告通り3件ありますので、早速質問に入ります。

1件目、公園管理についてです。公園は住民の憩いの場、安らぎの場だけでなく、災害時の避難場所としても大きな役割を担っております。文化・高原公園都市を目指す当町は中核な都市公園として、雪窓公園、龍神の杜公園、やまゆり公園、そして町内各地に幾つかのポケットパークが整備されております。公園の良好な環境保全のため、適正な維持管理を維持して取り組む必要があります。公園施設長寿命計画に基づき、昨年度、事業で龍神の杜公園の遊具の更新を行い、多くの町民の皆さんに喜んでいただき、楽しく利用いただいております。本年度は、雪窓公園の遊具の更新、来年度はやまゆり公園の遊具を更新し、公園を整備する計画になっており

ます。

そこで、最初の質問ですけれども、遊具の更新により公園が整備され、今後さらに多くの町民に利用していただけることを想定しております。遊具やトイレなど、公園施設を安心・安全に利用でき良好な環境をどのように維持・管理しているのか、聞かせてください。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えいたします。

町内にある公園のうち、遊具及びトイレの両方の施設がある公園は、雪窓公園、龍神の杜公園、やまゆり公園の3公園でございます。遊具の施設がある公園は西軽井沢第1、第3及び第4公園、雪窓湖北公園、平和台第1、第2公園、清万公園、桜ヶ丘団地内公園の8公園でございます。

トイレがある公園は、駅前広場公園、雪窓湖公園、浅間しゃくなげ公園の3公園でございます。

遊具の維持管理につきましては、龍神公園の遊具は本年度更新したため、3年間は設置業者が点検することとなっております。ほかの雪窓公園、ほか9公園に設置してあります遊具につきましては、年1回の法定点検業務を民間業者に委託して実施しております。遊具の摩耗状況や変形、並びに経年変化などの劣化診断と、頭や指等の挟み込み、転落防護柵の高さなどの遊具の設置基準に基づいた安全領域の判定を行う基準診断を実施し、遊具に潜む危険性を洗い出し、点検結果報告書を公園ごとに作成してもらい、公園施設長寿命化計画と比較しながら修繕方法及び使用の可否を検討し、あるいは措置を講じて遊具を使用した際の事故の未然防止を図っているところでございます。

また、職員による週1回のパトロールを実施し、遊具の破損状況、異常等の有無の確認を目視で行っており、パトロール日誌を作成し、異常等があった場合は利用を中止するなどの対応をしております。

次に、トイレの維持管理につきましては、龍神の杜公園ほか5公園、雪窓公園、やまゆり公園、駅前広場公園、雪窓湖公園、浅間しゃくなげ公園のトイレ清掃をシルバー人材センターに業務委託しております。清掃につきましては、龍神の杜公園及び駅前広場公園は年間を通じ毎日、雪窓湖公園及びやまゆり公園は4月から

1 1月の8か月間を毎週2回、雪窓湖公園は4月から8月の8か月間を毎週1回、浅間しゃくなげ公園は年間を通じ毎週2回実施していただいているところでございます。また、業務の中で施設に破損等が見つかった場合は、町に連絡をいただき修繕を実施しております。作業の記録については、シルバー人材センターから実施日、実施箇所、作業員数等が記載された記録簿及び実施状況の写真を毎月提出していただき状況を確認しております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 黒岩 旭議員。

○5番（黒岩 旭君） 業務を委託している部分につきましては、実施報告を必ず確認するとともに、職員による週1回のパトロールもしっかり実施していただき、良好な環境の下、利用していただけるように管理をお願いします。

次に、公園の植栽、芝刈り、草刈りの管理、委託契約内容を聞かせてください。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えいたします。

龍神の杜公園及び雪窓公園は、それぞれ別の民間事業者と管理委託契約を締結しており、契約期間はいずれも令和6年5月1日から令和6年12月20日となっております。

契約内容ですが、芝生管理については芝刈りを年6回、初回を5月下旬とし、以降は生育状況を見ながら毎月1回、10月まで実施することとなっております。

施肥については、8月までの間に1回、目土入れは5月下旬の芝刈り後実施することとしております。

また、植栽管理については、植栽の刈込みを5月から7月の間に1回、施肥は花芽が分化する前、10月頃に1回実施することとしております。ほかに、落ち葉清掃を11月に1回実施する契約内容となっております。

完了報告につきましては、業務の実施前、実施中、実施後の状況を撮影し、契約期間満了後、業務記録に添付して完了届を提出することとしております。

やまゆり公園はシルバー人材センターと令和6年4月1日から令和7年3月31日までを契約期間とし、単価契約を締結しております。契約内容はやまゆり公園の芝刈り・草刈りを5月、7月、8月、9月の年4回、芝生施肥を4月に1回、

植栽剪定を6月、8月の年2回、植栽施肥を10月に1回、除草を5月、7月、9月の年3回、そのほか、ホテル池の清掃を5月、9月の年2回、3月の園内清掃の際に落葉清掃を実施することとしております。町内のその他の公園、駅前広場公園や雪窓湖公園、昇龍公園、ふれあいパーク、やまゆりパーク、浅間しゃくなげ公園等についてもシルバー人材センターと令和6年4月1日から令和7年3月31日までを契約期間とする単価契約を締結しております。こちらの契約内容は、駅前広場公園、雪窓湖公園、昇龍公園、ふれあいパーク、やまゆりパークは、草刈り、寄せ植え及び生け垣等の剪定及び除草を6月、8月の年2回、施肥を10月に1回実施することとしております。

浅間しゃくなげ公園は、草刈りを5月から8月まで毎月1回の年4回、寄せ植え及び生け垣等の剪定及び除草を5月、7月、9月の年3回実施することとしております。芝刈りについては、別途民間事業者へ委託し、生育状況を見ながら実施していただいております。

シルバー人材センターへ委託した業務の完了報告につきましては、月ごとに業務の実施前、実施中、実施後の状況を撮影し、業務完了後、業務記録に添付して完了届を提出することとしており、提出された完了報告書の内容を確認しております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 黒岩 旭議員。

○5番（黒岩 旭君） 今の答弁を聞いて、全体的には細かな委託契約を締結しているようには聞こえます。しかし、龍神の杜公園と昇龍公園で公園にお弁当を持って行き、子どもを遊ばせ、そこでお昼を食べる。このような休日を過ごされている方や散歩されている方、町民の方から「公園の芝刈りをしてほしい」「草刈りをしてほしい」と。それぞれタイミングが違いますけれども、芝・草刈りの管理が悪いと毎年指摘を受けております。そのとき、自分でも公園に状況確認に行ってみました。確かに龍神の杜公園では芝も伸び、草むら状態。草も大人のひざ丈近くまで伸びていました。昇龍公園では、大人のひざ丈を超えるほどの草が伸びていました。都度、担当課へ連絡し、対応はしてはいただいておりますけれども、ちょうど芝・草が伸びる時期なのか、それとも月1回の契約なので刈る期間が減ってしまったのか、もしくは刈る回数が少ないのかなどが考えられます。いずれにしても、現状の契約内容では適正な管理ができていないということになります。来年度に向け、芝・草刈

りの回数を増やす。実施都度、完了報告を確認する。委託業者を見直すなど、契約内容の見直しを考えているのか、お聞きします。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えいたします。

龍神の杜公園の芝刈り、草刈りについては、今年度から除草剤の使用を中止し、芝刈りの回数を年4回から年6回に増やし、5月から10月の間、毎月1回実施しております。実施に当たっては、5月下旬を初回として、以降、生育状況を見ながら実施することとしており、特に龍神まつりが開催される7月の芝刈りについては、祭りに合わせて実施していただくよう、委託業者へ連絡をしております。

黒岩議員のご指摘のとおり、龍神の杜公園のテニスコート付近の芝がひざ丈ほど伸びた状態の時期がございました。委託する際の使用書において、芝刈りの時期を月の上旬、中旬、下旬というように、ある程度期間を指定するなどの方法が考えられます。

また、龍神まつりのようなイベント直前の作業や、作業と作業の間の期間で草が伸びていた場合などは、職員のパトロールの際に芝刈り等の必要性を判断し、通常の業務委託とは別に、芝刈り・草刈りの業務を委託することを検討しております。今後は、芝刈り等の作業実施日を町ホームページなどで周知するほか、子どもたちを始めとする利用される方たちが、安全に公園を利用できるよう管理してまいります。

次に、昇龍公園については、草刈り・生け垣等の剪定・除草を6月上旬、8月下旬に実施することとしております。本年度は、5月27日から5月31日までの間と、8月は半月ほど遅れましたが、9月13日から9月17日までの間に作業を実施いたしました。シルバー人材センターの御代田地区の会員は平成26年度115人が、令和5年度時点で96人に減少しております。また、草刈り・草取り・剪定等の外就業の会員は、シルバー人材センター全体で116人から68人にまで減少をしている状況でございます。高齢者の働き方が多様化し、入会者の多くが70歳代となる中、草刈りや剪定は会員の安全確保のため、事前の講習会の受講や熟練には年数を要する就業であること、かつ機械器具の購入が必要なこと、あわせて夏場の猛暑の中の重労働というイメージが大きいため、外就業の希望者が減っ

ているとお聞きしております。このため、シルバー人材センターに支えていただいていた作業の確保が難しい現状がございます。来年度以降の公園の植栽等の管理に向け、事業者と芝刈り・草刈りの回数が適正であったかなどの検討をするほか、草刈り作業を2つの業者に委託するといった作業の分散化などを含めて、今後の管理方法を検討してまいります。

いずれにしましても、天候などにより芝や雑草の伸び具合も毎年変わります。担当職員による公園のパトロールの際に、芝生や雑草の状況を確認しながら、必要に応じて対応してまいります。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 黒岩 旭議員。

○5番（黒岩 旭君） 作業していただく人材確保に厳しい状況もあるようではございますけれども、みんなが安全で楽しく、良い環境で公園を利用していただくためにも、対応をよろしくお願いいたします。

次に、2件目、御代田消防署車庫前の舗装についての質問に入ります。

消防署は火災や災害による緊急出動、急病や負傷者など緊急を要する場合に救急出動し、人命や財産を守る役割を担う拠点となっております。また、署員による機材の点検や技術向上訓練、そして消防団のポンプ操法の指導や各種訓練を消防署・車庫前で実施していると認識しております。しかし、現状、車庫前の舗装は劣化が激しく、数か所穴の補修跡や舗装材の小石が出てきているなど、舗装面は凸凹で滑りやすい状態となっております。舗装が劣化し、滑りやすい場所での消防署員・消防団員の訓練は大変危険だと思いますが、この状態を町は認識しているのか聞かせてください。

○議長（荻原謙一君） 古越消防課長。

（消防課長 古越淳司君 登壇）

○消防課長（古越淳司君） お答えをいたします。

佐久広域連合御代田消防署の現庁舎につきましては、平成10年12月に現在の場所へ新築移転してから26年が経過します。敷地内のアスファルト舗装につきましても当時のままですので同様の年月が経過しております。建設当時、雨水を敷地外へ排水する場所がないため、敷地内での浸透処理をする必要があったことから、舗装につきましても透水性舗装としました。滑りにくく水溜りができにくいとのメ

リットがありますが、車庫は北西向きのため車庫前は日陰となり、当初から冬季においては、滞留した水分の凍結により高低差ができておりました。経年による劣化に加えて、重量のある消防車の出入り、また、車庫入れのための切り返しが多く、負担がかかり、損傷が激しくなっているものと推測されます。

数年前から舗装部分が細く壊れ、舗装材の小石が出てくるとともに、深さ数cm、直径数十cmの穴が複数できるようになりました。道路補修用アスファルトを使用し、消防署員が手作業にて補修を行ってきておりましたが、現在は10か所以上の補修跡があり、凹凸が激しい状態であります。車庫前では、消防署の当直者が消防車両に積載している消火用・救助用の資機材の動作点検及び整備を毎日実施するとともに、消火のためのホース延長や三連はしごを使用した訓練等を日常的に行っております。救助大会前には、ほふく救出訓練を週5日程度重点的に行っていますが、オフシーズンにおきましても定期的の実施をしております。また、消防団につきましても、ポンプ操法大会前の指導や、新入団員に対しての放水訓練指導等を行っております。各種訓練等を実施するに当たり、以前から凹凸に起因する転倒事故による負傷の危険性や、車両及び資機材の損傷などの危険性を認識しておりましたので、長期振興計画、実施計画に舗装の修繕について挙げており、令和8年度に実施予定であります。できるだけ早期の補修が必要ではあります。今年度までは小型動力ポンプの更新、来年度は第9分団西軽井沢の詰所の新築移転が予定されており、補修にも高額な予算が必要となるため、それらの事業が終了後に実施することとしました。また、透水性舗装では劣化が早いことと、車庫前の集水枡や排水口の末端の浸透性が現在も保たれていることから、透水性舗装と比較して寿命が長い従来のアスファルト舗装で実施したいと考えております。

○議長（荻原謙一君） 黒岩 旭議員。

○5番（黒岩 旭君） 以前から舗装面の劣化や凸凹に起因する危険性を認識しつつも、長期振興計画、実施計画では令和8年度に実施予定との答弁をいただきました。2年後ということになります。答弁の中でも触れていましたけれども、既にいつ訓練中にけがなど事故が起こっても不思議がない状態です。早期に舗裝修繕する必要があると思いますが、町の考えを聞かせてください。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えいたします。

以前挙げた長期振興計画、実施計画の段階では、もうしばらくの猶予があると考えておりましたが、議員ご指摘のとおり、ここ1、2年で劣化が急激に進んでいるということを認識しているところであります。先ほど消防課長が申したとおり、署員及び団員の安全確保に加えて消防用設備に関して相談や届出に来所する業者、各種届を出しに来る町民や社会科の授業の一環で見学を訪れる小学生、職場体験を行う中学生など、車庫前を歩行したり使用したりする来庁者も多く、その安全性を確保するためには早急な補修が必要と考えます。また、御代田消防署ではドクターカーが出動した際のドッキングポイントともなっておりまして、御代田消防署のみならず、軽井沢消防署の救急事案でも、医師がこの場所で救急車に乗り込み観察や処置を行うため、これも早急な補修が必要である1つの要因かと思えます。

一方で、長期振興計画、実施計画との兼ね合いや、財源面での検討も必要となりますので、来年度の前倒し実施の可否について、企画財政課と早急に検討いたしたいと思えます。

なお、私自身の考えでもありますが、浸透性舗装をしみ上がりがあるようなこういう地域で採用することの可否ということも、これからあらゆるほかの事業についてもどうなのかという検討はしていかなければならないのかなと思えます。役場の駐車場も実は浸透性舗装でありますし、心配な状況かなというふうに認識をしているところであります。これまでの町の考え方というのをもう少し根本的に見直す機会なのかなと思っておりますので、またお力添えなり、ご理解、お見守りいただければと思えます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 黒岩 旭議員。

○5番（黒岩 旭君） そうですね。やっぱり事故が起こってからでは遅いので、消防署員及び消防団員の安全確保のために、早急に修繕していただきたいと思えます。

次に、3件目、消防団施設についての質問に入ります。当町では、消防体制の整備として、令和4年4月から消防団員報酬を個人支給変更し、令和5年10月から出動報酬の個人支給金額の見直しを他市町村よりいち早く、団員の待遇改善を進めて実施していただきました。風水害、火山災害など広範囲にわたる災害活動時はマンパワーを必要とするため、消防団員数を維持・確保することが重要であるとともに

に、施設・資機材の計画的な更新も必要です。現在、火災による消火活動やポンプ操法の練習で使用したホースは、火の見櫓で乾燥させていますが、ホースは1本20mあり、火の見櫓最上位部にかけて乾燥させています。

また、吊り下げたホースは風にあおられて何度もやぐらにぶつくと破損してしまうため、中段まで登りホースを固定しなくてはなりません。これも高所作業として労働安全衛生法に基づき、作業員・団員の落下防止のためハーネス着用を消防署より各分団へ指導しています。消防団員から作業負担軽減を求められている中、高所作業の必要がなく、団員の安全を確保でき効率よく乾燥できる消防ホース用乾燥ポールの、通称ホスポールと言いますが、設置が必要と考えます。町の考えをお聞かせください。

○議長（荻原謙一君） 古越消防課長。

（消防課長 古越淳司君 登壇）

○消防課長（古越淳司君） お答えをいたします。

平成31年2月施行の、労働安全衛生法令の改正により、高所作業において使用される安全帯は墜落静止用器具へ改められ、令和4年から安全な作業床がなく、高さが6.75mを超える高所で作業をする場合は、フルハーネス型を使用することが原則となり、さらには作業を行う者に対して安全衛生特別教育を行う必要があるとされました。消防団員は、労働安全衛生法の労働者には該当しないとの見解もあるとのことですが、放水に使用したホースを火の見櫓に干したり、半鐘をたたいたりするには、最上段の高さ10m以上の場所まで登る必要があり、その床面にははしごからの開口部があるため、そこでの作業には大きな危険を伴います。以前は、火災予防運動期間中に火の見櫓に設置されている半鐘を、朝と夜の1日2回たたいて火災予防広報を行っていましたが、安全面の課題と団員の負担が大きいとの意見が多数あり、令和3年度から半鐘は行っておりません。

一方、新型コロナウイルス感染症拡大により実施をしていなかった放水訓練等につきましては、災害現場で安全・迅速・確実に活動するための最低限の訓練は実施する必要があるとの判断により、令和4年度から分団ごとの放水訓練を再開しました。そのため、使用したホースを干すために火の見櫓へ登らなくてはならない分団に胴ベルト型の墜落静止用器具を配付し、中段から干すこととしました。ただし、中段からでは高さが足りず十分な乾燥ができない状態となっております。また、

ホースを消防署へ持ち込み、署のホース乾燥棟と署員のお力をお借りして干すこともできるようにしました。現在、第5分団児玉と第9分団西軽井沢の詰所脇にはホスポールというホース乾燥専用のポールが設置されており、ワイヤーに吊るされた金具にホースをかけて、地上近くの手動ウインチにより巻き上げ、数本のホースを1回で干せるものが設置されています。また、第1分団塩野と第11分団広戸向原につきましても、詰所近くの火の見櫓に同様の機能があるものが設置されており、火の見櫓に登ることなくホースが干せるようになっております。この方式であれば、安全に短時間でホースを干すことができるため、団員の負担軽減につながっております。消防団員が減少し、その確保が難しくなっている中、団員の待遇改善とともに負担軽減策を進めることは大変重要ですので、ホスポールを設置していくことは必要と考えております。

○議長（荻原謙一君） 黒岩 旭議員。

○5番（黒岩 旭君） 既に2分団で詰所にホスポールが設置されているとの答弁がありました。消防団員の消防技術向上を目的とし、毎年実施されるポンプ操法の練習時間と作業の負担軽減を考慮すると、各分団、詰所の近くに設置するのが望ましいと考えますが、考えをお聞かせください。

○議長（荻原謙一君） 古越消防課長。

（消防課長 古越淳司君 登壇）

○消防課長（古越淳司君） お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大により実施していなかった町の消防ポンプ操法大会が昨年度から再開されました。消防団員の主たる任務である火災の消火に関して、火災防御技術の向上及び安全な消火活動を行うための知識の習得は、一朝一夕にはその目的を達成できないことから、ポンプ操法の練習が必要不可欠と考え、大会を実施することになりました。

ただし、団員の負担軽減の観点から、練習の期間及び回数については最低限の習得を目安とし、各分団の裁量に任せました。しかし、どの分団も週に最低2、3日程度の練習を仕事の出勤前に行っているため、練習前に干していたホースを下ろして準備することと、練習後のホース乾燥や資器材の片づけについても負担となっており、その軽減は必要と考えます。そのため、詰所の近くへホスポールを設置することは団員の負担軽減に有効と考えますので、将来的には順次、火の見櫓に替えて

設置することについて、新しい長期振興計画を策定する中で盛り込んでまいりたいと思います。

○議長（荻原謙一君） 黒岩 旭議員。

○5番（黒岩 旭君） 消防団員の確保が喫緊の課題となっております。しかし、主たる訓練はしっかり行っていただき、準備や撤収作業については安全で効率よく負担軽減ができますので、早めに進めていただきたいと思いますと考えております。

最後に、老朽化が進む火の見櫓の今後についてです。消防署の管理台帳によると、町内に19基あります。ただ、この台帳は平成22年度作成のものなので、現在は何基か減っているかもしれません。火の見櫓は火災の早期発見、消防団の招集、町内への警鐘の発信などに使われていた見張り台として建てられ、既に60年以上経過しているものが6基もあります。かつては、半鐘を打ち鳴らして地元住民に火災の発生をいち早く知らせていましたけれども、防災行政無線など情報伝達手段の発達で、町内でも令和3年度から半鐘を鳴らして団員の招集や火災を知らせるようなことはしておりません。おおむね本来の役割を終え、消防団が火災発生時や訓練で使用した消防ホースを乾かすために活用している程度となってしまいました。当町では、火の見櫓に防災行政無線のスピーカーを設置しているところもありますが、老朽化も進んでいるため、地震や台風により倒れたり、子どもたちが登ったりする危険性もありますので、撤去を考える時期になったと考えています。町は今後、火の見櫓をどうしていくのか聞かせてください。

○議長（荻原謙一君） 古越消防課長。

（消防課長 古越淳司君 登壇）

○消防課長（古越淳司君） お答えをいたします。

火の見櫓の歴史につきましてはご存じの方も多いと思いますが、江戸時代に組織された消防組合、いわゆる町火消が組織された際は番屋の番人が24時間体制で警戒しており、火の見櫓を火災の早期発見のための見張り台として設置し、火災を発見した際に半鐘をたたき警鐘を鳴らすことにより火消を召集し、町民に火災を知らせていました。しかし、現在は119番通報や自動火災報知設備などの通信体制が整備され、火災の告知が早期にできるようになり、警鐘に代わり防災無線やサイレンにより、住民への災害を知らせることができるようになってきましたので、現在の火の見櫓はホースを乾燥するだけの施設となり、その必要性が薄くなってきて

います。現在、町内にある火の見櫓につきましては、設置以来65年程度経過しているものも多くあり、これまでは塗装の塗り直しや基礎コンクリートの破損・補修などで対応してきましたが、今後は老朽化が早く進むことが考えられ、補修資材や作業費の高騰により、この維持管理を行うには多額の費用が必要となることが予想されます。

また、耐震・安全性の問題もありますので、消防課としましては先ほどの答弁にもありましたように、ホスポールの設置に合わせて順次撤去をしていきたいと考えております。ただし、現在、火の見櫓には防災無線のスピーカーが設置されているものも多数ありますので、撤去の際の対応につきましては総務課等と連携を取りながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 私からもお答えをさせていただきたいと思います。

現在、防災行政無線のスピーカーが設置されている火の見櫓につきましては、13か所ございます。これらについては、火の見櫓の撤去に合わせて計画的に移設が完了できるよう、消防課と連携して進めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 黒岩 旭議員。

○5番（黒岩 旭君） 今後、ホスポールの設置に合わせ順次撤去を進めていただけると答弁いただきましたので、消防課と総務課で協議し計画的に進めていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問の全てを終わります。

○議長（荻原謙一君） 以上で、通告2番、黒岩 旭議員の通告の全てを終了いたします。

昼食のため休憩します。午後は1時30分より再開します。

（午前11時49分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（荻原謙一君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

小林建設水道課長から発言を求められていますので、これを許可します。

小林建設水道課長。

(建設水道課長 小林 靖君 登壇)

○建設水道課長(小林 靖君) 午前中の黒岩議員からの公園管理のご質問の中で、公園の遊具やトイレの施設の維持管理の仕組みのご質問をいただきました。その中で、私のほうからトイレ清掃についてお答えさせていただいた中で、雪窓湖公園及びやまゆり公園は4月から11月の8か月間を毎週2回とお答えしてしまいましたが、正しくは雪窓湖公園ではなく雪窓公園の誤りでございます。

それからもう1点。雪窓湖公園は4月から8月の8か月間を毎週1回とお答えしてしまいましたが、正しくは4月から11月の8か月間の誤りでございます。訂正しおわび申し上げます。申し訳ありませんでした。

○議長(荻原謙一君) 一般質問を再開します。

通告3番、中山温夫議員の質問を許可します。

中山温夫議員。

(7番 中山温夫君 登壇)

○7番(中山温夫君) 通告3番、議席番号7番の中山温夫です。最近、寄る年波か分かりませんが、非常に滑舌が悪くなってきました、昼食後であります。なお一層悪くなるのが予測されますので、ご容赦いただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

先日、政務活動費を使用して福岡県大牟田市へ重層的相談支援体制整備事業の研修に行ってきました。この事業は、要介護や要支援などの状態になっても、誰もが生きがいと役割を持つ社会の醸成が目的となっています。大牟田市では、行政機関が中心となり産業の関係者、福祉関係者との障害者等の就労についてのフォーラムや学習会などにより、デイサービス事業などの福祉サービス事業利用者が、短時間ではありますが自動車販売店の車両の清掃や、休耕地に野菜などの収穫を農家と一緒にいたり、多様な就労の機会を通じ、要介護者などの社会参加の実践を見てきました。全ての人の生活の基盤としての地域で、多様な主体による暮らしへの支援と、社会参加の場の提供が実践されている現場の研修でした。

それでは、本題に入ります。日本は、人口減少と高齢社会の進行、核家族化の進行、また都市部への人口一極集中により、地方や郊外を中心に空き家が増加していく中で、今後の空き家対策やその利用方法について質問をしていきます。

本年6月の第2回定例会において、同僚議員が空き家バンク関係、また、空き家改修における助成金制度について一般質問を行っております。ダブる箇所もあるかとは思いますが、ご容赦いただき質問に入らせていただきます。

総務省の調査によりますと、2023年の時点で、全国の空き家は住宅全体の13.8%に当たる約900万戸との報告がありました。空き家増加傾向を防ぐことがなかなか困難の状況のようで、これにより地域の防災や防犯に悪影響が出ているほか、治安の悪化、資産価値の低下も課題となっています。また、所有者不明や管理が不十分な空き家が大きな問題ともなっているようで、特に、相続に関わる問題が複雑化し、所有者が高齢化したり亡くなったりした後に相続手続きがなされないため、所有者不明となるケースが増えており、これにより、行政が対策を行使しようとしても法的に対応が難しい状況が発生したり、また、所有者が特定されても経済的な理由や認識不足により適切な管理が行われていないことが多く、これにより空き家問題を一層深刻化させている状況が伺えます。今後、さらに高齢社会の進行、核家族化の進行などで社会構造が変化していく中で、一層空き家の増加とともに空き家問題が深刻化していくことが予想されていく中で、まず、空き家の適切な管理について伺います。

空き家の適切な管理は、空き家の利活用を効率的に進めるため必要で、その管理を通じて空き家情報が整理され、地域社会や行政にとって様々な利点が生まれると考えられます。現状、町の空き家に対する情報管理やデータ管理はどのようなもので、どのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えいたします。

平成27年度に町内の空き家実態調査を実施し、398戸を空き家に認定いたしました。その後、令和2年度に職員によるフォローアップ調査を実施しており、建物の除却・改修及び居住により126戸の空き家の解消が確認できております。残る272戸の空き家については、平成27年度の調査時の状態と変化がありませんでした。平成27年度と令和2年度を比較して、著しく損傷が進んでいる建物はなかったため、当町には空家等対策特別措置法で定められている特定空家は存在しておりません。今後は、新規に発生している空き家の把握が必要であるため、令和

7年度に調査を行う予定であります。

次に、空き家のデータ管理についてですが、平成27年度に調査した際の紙データとエクセルデータがございます。内容は、空き家の地番、所有者の氏名及び住所、建物の種類・構造、隣接する道路及び建物への影響、判定結果について管理しております。また、令和2年度に実施した追跡調査の際に、位置情報、家屋の構造、隣接する道路及び建物への影響、調査時の判定結果をGISへ記録したデータを保有しており、記録に更新が生じたものはエクセルデータ、GISデータを修正し、最新のデータに更新しております。

なお、令和2年度に実施したフォローアップ調査以降、新たに発生した空き家について把握できておりません。令和7年度事業において、新たな空き家を把握するため実施計画に計上しておりますので、令和7年度当初予算において計上させていただきます、実施させていただくご予定でございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 中山温夫議員。

○7番（中山温夫君） 今後、空き家に対する管理は、業務量やコストなどを踏まえて増加していくのではないかと想定されています。

ここで、自治体の空き家管理におけるデジタルトランスフォーメーションを導入している自治体を調べてみましたら、2023年までに50の市区町村が導入済みで、2024年度までには180の自治体が導入が見込まれているようです。自治体DXに空き家データベースを含んでいくことで、コストの削減と業務効率の向上、効率的な情報把握と管理、住民への情報提供の迅速化、空き家利活用の促進にも十分に寄与できていくのではないかとされています。空き家対策における空き家のデータ情報は、空き家対策の礎となることと考えます。空き家全体の情報管理についてさらなるご検討をお願いいたします。

さて、次に、今後、社会情勢の中で増加していく空き家について、社会資源としての利活用についてお聞きしていきます。

空き家を単なる老朽化した建物と捉えるということではなく、地域活性化や町民福祉の向上に貢献する社会資源として活用する考え方が重要ではないでしょうか。空き家の特性や立地条件に応じた再利用方法を導入し、行政や地域、あるいは企業が連携することで、空き家が再び地域社会の一部として有効活用される未来を目指

すことが大切ではないでしょうか。空き家が空き家のまま放置されたり、朽ちたりしていくことが良いと思っている人はいないはずですが。空き家を放置するのではなく、積極的に利活用するための政策として、例えば地域のニーズに合わせた事業用スペースやコミュニティ施設として活用する取組がさらに考えられるのではないのでしょうか。そして、こういった空き家を地域資源として活用していくためには、住民の参加や地域の状況などが非常に重要になってくるのではないかと考えます。住民参加で進めていくことは、地域全体の問題意識を高めると同時に、地域住民の一体感を醸成する効果も考えられ、そして行政のサポートを通して、地域が主導する空き家再生や利活用の取組を進めることができるとすれば、地域コミュニティの事実性が高まっていくのではないかと思います。こういった空き家を社会資源として捉え、地域の状況や地域課題解決に対応していくために、地域住民の参加の下で空き家再生に住民の意見を取り入れたり、住民との協議をしてその考えを取り入れながら進めていくことについて、町としてどのように考えているのかをお願いします。

○議長（荻原謙一君） 内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） お答えいたします。

空き家の利活用といった部分では、平成27年5月から空き家の有効活用をとおして定住促進による地域の活性化を図ることを目的として空き家バンク事業を実施しております。こちらでは、これまでに67件の物件が登録され、このうち45件が成約となっております。また、令和4年度に建設水道課都市計画係で制定した空き家改修等補助金により、空き家の改修工事、解体工事、家財道具等の搬出及び処分費用なども補助金の対象となったため、空き家の利活用を考える方が増え、空き家バンクへの登録数や成約数も増えている、こういった状況であります。

空き家バンクや補助制度の周知については、毎年4月に発送する固定資産税の納付書に空き家バンク制度や空き家改修等補助金の案内チラシを同封させていただき、空き家の利活用を促しております。今後についてですが、令和7年度から新たに地域おこし協力隊員を活用し、空き家の利活用について推進していきたいと、このように考えております。

先ほど、建設水道課長から答弁があったとおり、来年度は空き家の調査を行う予定でございます。その結果を受けまして、所有者へ直接コンタクトを取っていき

いと考えております。住居用として利活用できるような物件につきましては、空き家バンクへの登録を促したり、住居用としては大きすぎるなど課題のある物件については、議員から提案がありました区長さんや地域の方、こういった方々の意向や考えを伺いながら、それぞれ関係部署とも連携を図りまして、空き家の利活用を推進していきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 中山温夫議員。

○7番（中山温夫君） 地域の中で、やはり、うちのそばにもできたのですが、非常に草がぼうぼうしてしまったり、そうなってきたときに本当に地域の中で草刈りとか管理をしていかなければならないということも、頻繁にはないのですが起きております。家族が近くにいればその限りではないのですが、遠く行ってしまったりとかした案件については、やはり地域の中でいろんな意見もありますが、抱えていく課題として浮かび上がっているのも、区長会等にも報告していただきながら、ぜひとも前向きなご検討をお願いできればというふうに思います。

それから、先ほど冒頭でも申し上げました大牟田市では空き家対策にも取り組んでおりました。増加していく空き家を使って地域貢献を考えており、福祉・コミュニティ関係で高齢者や障害者のための施設としています。バリアフリー化し、高齢者や子どもたちも共に利用できる居場所や交流拠点、また、障害者のための長期休みなどに対応した放課後等児童デイサービス事業の施設などを考えておりました。実際に、空き家を利用して地域の居場所やサロンとして活用している法人も生まれておりました。確かに、空き家は個人の所有する不動産ではありますが、空き家対策は単なる建物の管理問題だけにとどまらず、地域の安全、景観、経済にも関わる広範な問題になることが伺えます。空き家の特性や立地条件に応じた再利用方法を住民参加により検討していくことで、空き家が再び地域社会の一部として有効活用される未来を目指すことができるのではないかと思うところです。

続いて、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業のサービスの状況及びその提供体制について質問をいたします。

子育て支援対策の一環と言える障害児通所支援事業は、障害を持つ子どもが日中通所し、専門的な療育や生活支援を受けられるようにするサービスで、子どもの成長と家族の生活の質の向上を目指している事業です。家族や保護者の育児負担が軽

減され、障害児や家庭外での支援を受けることで、保護者が就労しやすくなる環境の提供や障害児への直接支援だけではなく、家族へのサポートとしても機能しております。また、障害児の発達支援や生活スキルの向上を目的とすることで、長期的に家庭内でのケアが軽減される可能性があるため、保護者への心理的な支援も寄与している事業となっております。このように、障害児通所支援事業は、子どもと家族全体を支える包括的な子育て支援の一環として考えられております。そのような中で、本年4月に作成いたしました、第3期障害児福祉計画のサービスの見込み量や提供体制について、その後の状況について質問をいたします。

まずは、主に障害や発達の恐れがある、もしくはその可能性がある、ゼロ歳から就学前までの子どもを対象とする児童発達支援事業についてお伺いいたします。

この事業は、日常生活や学習活動での必要なスキルを身につけ、社会生活に適應する力を育てるために提供される福祉サービスです。第3期障害児福祉計画でも、利用者数の増加していく見込みとなっておりますが、現状、御代田町において児童発達支援事業の利用者の状況はどうか。そして、この事業を実施している事業所の状況。さらに、発達支援に関する専門的な知識を持つ人材の状況は、現状どのような状況になっているのかお伺いします。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

児童発達支援は、障害児通所支援の1つでございまして、小学校就学前の6歳までの障害児が施設に通い、それぞれの状態に応じた個別の支援計画に基づく療育と支援を提供するものでございます。

このサービスを提供する事業所においては、日常生活の自立支援や機能訓練のほか、保育園や幼稚園のように遊びや学びの場を提供するなど、障害児とその家族に対する支援を行っております。町内における児童発達支援のサービス利用者は、各年度の実績で令和3年度が23名、令和4年度が28名、令和5年度が26名、令和6年10月31日時点で19名となっております。令和6年度のサービス利用者の減少につきましては、児童発達支援利用者が小学生に上がったということが大きな要因だというふうに考えられます。町内でサービスを提供している事業者は1か所ございまして、発達支援に関する専門知識を持つ人材の状況につきましては把握

をしておりません。町職員では、令和6年度から障害児通所支援を担当する職員に社会福祉士を配置し、保健師と連携をしながら支援を進めているところでございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 中山温夫議員。

○7番（中山温夫君） 町の役割として、地域に密着した支援を提供し、子どもやその家族が適切なサポートを受けられるようにすることです。町は、児童発達支援事業について、現場に近い行政機関として地域の実情に合わせた施策や支援体制を整えるために、関係機関、医療機関、そして教育機関や福祉機関などとの連携や地域ネットワークの構築が重要になってくると思いますが、関係機関等との連携やネットワークは現状どのように行われているのかお伺いいたします。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

児童発達支援等のサービスを利用している児童につきましては、サービスを提供する事業者と、障害児相談支援を行う相談支援専門員、町担当者が出席をし、毎年サービスの更新の際に支援会議を開催しております。その支援会議で課題等を聞き取る中、児童の状況に応じて、医療機関や教育機関との連携が必要と判断されるケースにつきましては、適宜連携をして対応しているところでございます。

児童発達支援事業者の確保についてですが、現在、町内外の事業所も含めまして、利用希望者につきましては、見学・同行をし対応をしている状況でございますが、早期療育という観点から、児童発達支援のサービス利用者が増加しているということもあり、見学をしても利用者が希望する曜日に通所ができないという例もございます。町内では事業所が1か所のみでありますので、身近な地域でサービスが利用できるよう、児童発達支援事業所の確保につきましても、町内外の障害児の支援事業所や関係機関も含め連携・協議を図り、基盤整備がより一層進むよう努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 中山温夫議員。

○7番（中山温夫君） 地域全体での支援を行うネットワークが生まれてくることで、子

子どもが必要な支援を受けられるということだけではなく、地域社会全体で子どもや家族を支える体制が整い、また、子どもの成長に応じた支援を行うため、小学校や中学校との連携も図り、スムーズな環境移行ができるものと考えます。現状、この事業を提供している施設が非常に少ないわけですが、関係機関等との他市町村も踏まえた連携を図りながら行っていくということです。支援体制に支障が生じないように、各事業所等との連携を密にして、その対応と対策に配慮していただきたいということを期待しています。よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、障害児通所給付事業の放課後等児童デイサービスにおける御代田町の利用者の状況、そして町内の事業所利用者、あるいは他市町村を利用している事業所利用者の状況はどのような状況になっているのかお伺ひします。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

放課後等デイサービスは、小中学校や高等学校に通う児童生徒に対しまして、授業終了後や長期休暇等の休業日に生活能力向上のために訓練等の療育と支援を提供するサービスでございます。また、家庭環境を含めた包括的な支援の側面もあり、家族の多様な預かりニーズにも対応しているものと認識をしているところでございます。ただ、放課後等デイサービスと言いましても事業所によって特色が異なります。児童の生活能力向上のための訓練、療育に特化した親子で通所する事業所ですとか、家庭状況等を踏まえ預かりを主にした事業所などがある状況でございます。町で支給決定をしている放課後等デイサービスのサービス利用者は、各年度の実績で令和3年度が19名、令和4年度が22名、令和5年度が32名、令和6年10月31日時点で40名となっております。現在、町内でサービスを提供している事業所は2か所ございまして、その町内事業所の利用者は24名です。そのうちの9名は町外の事業所を併用しております。また、他市町村の事業所のみ利用者は16名となっております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 中山温夫議員。

○7番（中山温夫君） 第3期障害児福祉計画作成時において、特別児童扶養手当を受けている、受給している保護者の方にアンケートを実施しています。その中で、今、

放課後等児童デイサービスを利用していないが、今後利用したいと考えている方が、夏休みなどの長期休業中の利用希望者を踏まえて、約24名の方が利用したいと思っているという結果でした。アンケート結果からも、現状や将来に向けた利用希望する家族や本人の増加が十分に考えられていくと考えます。今、数字を聞かせていただいて、ちょっとびっくりしている数字で相当増えているかなというふうに認識をいたしました。障害児福祉計画の中で、放課後等児童デイサービス事業の利用ニーズが高まっていくと考えられる中で、町内において、身近な地域でサービス利用できるように、放課後等児童デイサービス事業の基盤整備を検討していくという報告がなされています。現状、この基盤整備の進捗については、どのような状況になっているのかお伺いいたします。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

先ほど答弁をさせていただきましたとおり、放課後等デイサービスの利用者は年々増加をしているという状況でございます。そのため、基盤整備は急務と考えておるところでございますが、放課後等デイサービス事業所につきましては、当町御代田町のみならず、佐久圏域全体で不足をしているという状況にあります。近隣自治体の状況でも、平日、毎日の放課後等デイサービスの利用を希望しても、既に事業所の定員に達しており、新規で利用を希望する方のニーズに応えることが難しいという状況であるというふうに伺っております。

町では、町内で障害福祉サービス事業所の開所を希望する事業所から連絡があった際には、放課後等デイサービスの利用ニーズがあるというお話はさせていただいておりますが、施設整備のためのハード面ですとか、人員基準等の指定基準における人材不足、また、報酬改定による報酬単価の減少など非常にハードルが高く、なかなか前に進んでいかないという状況がございます。自治体が設置者となり、社会福祉法人等へ委託をし、自ら療育を行うほか、地域の拠点として支援が必要な子の相談に応じ、療育サービスにつなぐ役割を担う児童発達支援センターを設置している自治体もあります。また、全国事例としましては、放課後等デイサービス新規事業所に開設補助をしているという自治体もございますので、こうした事例も参考にしながら進めていかなければならないというふうに考えております。

しかし、一方では、放課後等デイサービス等を提供する事業者において、不正受給等のニュースも散見される状況にありますので、適正な事業者に事業運営をしていただけるよう、検討を進めることも必要だというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 中山温夫議員。

○7番（中山温夫君） 佐久圏域の中でも非常に大変なところで、各市町村でも定員がどんどんオーバーしているのに利用者が増えているというような状況が耳では聞いていたのですが、今の答弁の中でしっかりと伺うことができました。放課後等児童デイサービス事業は、障害を持つ子どもたちが学校終了後や長期休暇中に通所し、療育や生活支援を受ける施設です。対象は主に6歳から18歳までで、生活スキルの向上や社会性の育成、あるいは学習支援などを目的にしています。特に、昨今、保護者が共働き家庭の増加により、できる限り仕事に支障のないように預けられる場所は家庭にとってもなくてはならないサービスの1つではないかと思っています。特に、夏休みなどの長期休暇は十分な質の向上についても配慮して、早急に対応できる体制が必要ではないでしょうか。町内での放課後等児童デイサービスの新規事業所の開所、または利用できる定員が増加できることを強く望んでいるものです。

さて、次に、こども家庭センターについてお伺いいたします。

こども家庭庁が2023年に発足し、子どもや家庭に対する総合的な支援体制を強化することが進められています。市町村のこども家庭センターの設立は各自治体の計画により異なりますが、政府の目標では2025年頃までに全国の市町村での設置を目指しています。こども家庭センターの設立は御代田町においても近い将来設置されるのではないかと思います。障害児童に関する支援も専門的な知識と他機関との協力や協同が不可欠です。こども家庭センターが障害児童への支援機能を持つことで、地域全体で包括的に子どもと家族を支える体制が整い、障害児童を含む全ての子どもが成長できる環境づくりが促進されるのではないかと考えます。

そこで、町のこども家庭センターの設立はいつ頃を考えているのか、また、こども家庭センターの設立の際には、是非とも障害児童支援も所管に含めて担うことを強く望むものですが、その所管について現状はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

こども家庭センターにつきましては、設置要件を満たすよう保健師等の専門職の採用などを行い、令和7年4月設置に向け現在進めているところでございます。また、センター設立の際の障害児童支援を所管とすることということでございますが、こちらについてでありますけれども、平成28年の児童福祉法改正において、基礎的な地方公共団体として児童の身近な場所における福祉的支援を行う市町村の責務が明確化されたこととあわせ、子育て世代包括支援センター及びこども家庭総合支援拠点の整備が努力義務化されました。しかし、相談支援など母子保健・児童福祉の両機関が行う業務や機能には一定の重なりがあるにもかかわらず、児童福祉法と母子保健法それぞれの根拠規定に基づく異なる機関の整備が求められていたために、規模の大きな自治体では、連携・協同・情報共有等が円滑になされにくいなど、様々な課題が生じてきました。このような中、こども家庭センターは、母子保健を担う子育て世代包括支援センターと、児童福祉を担うこども家庭総合支援拠点の設立意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的、包括的な相談支援を切れ目なく行う機関として設置に努めることとされているところであります。こども家庭センターは、障害の有無に関わらず支援が必要な子どもや、家庭との支援の一体的、総合的なマネジメントを目的とするサポートプランを作成することとされております。支援が必要な子どもや家庭へ切れ目なく包括的に支援が行われるよう進めていくことが必要でありますので、障害児も含めた総合的な支援体制を視野に入れ、今後さらに検討を進めたいと思っております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 中山温夫議員。

○7番（中山温夫君） 前向きなご回答ありがとうございます。全ての子どもが健やかに成長できる環境を整えるために町には本当に重要な役割があります。特に、障害児を含めた全ての子どもに対する支援の充実、社会の包摂や共生を進めるために、子どもたちが平等に学べる場の提供やインクルーシブ教育の推進、特別支援教育の充実、学校施設のバリアフリー化なども考えられます。子どもたちが障害の有無に

かかわらず楽しめる遊び場や交流の場の提供など、地域の実情や課題に合わせた政策を立案し、そして実行していかなければならないと思うところです。それらの取組を通じて、全ての子どもが平等で安心できる環境で成長できるよう、地域全体での支援体制を強化していくことが強く求められているときに、今きているのではないかと思うところです。

以上で、一般質問を終了させていただきます。

○議長（荻原謙一君） 以上で、通告3番、中山温夫議員の通告の全てを終了いたします。

この際、暫時休憩します。再開はブザーにてお知らせします。

（午後 2時11分）

（休 憩）

（午後 2時20分）

○議長（荻原謙一君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告4番、小井土哲雄議員の質問を許可します。

小井土哲雄議員。

（12番 小井土哲雄君 登壇）

○12番（小井土哲雄君） 通告4番、議席12番、小井土哲雄です。

今回は、幹線道路の環境美化について質問しますが、特に歩道関係を中心にお聞きしたいと思います。既に担当課にはお知らせしてありますので、全体のお話もあるのですが、あくまでも歩道のあるべき状況についてお聞きします。

昨年9月20日、25日、27日と、3日間、都合のつく議員と担当課職員、さらに議会事務局も参加し、私たちもボランティアとして、かりん通りをココラデ付近から駅交差点を経て駅前まで、雑草除去であったり、歩行者に支障のある張り出した枝の剪定など、お手伝いをさせていただきました。

そういった清掃ボランティアを、議員だからやって当たり前だと言われてしまうと困りますが、多分、一昨年まではシルバー人材センターの会員の皆さんが多くの路線を受け持ち、美化業務をなさっていたかと思います。以前の議会全員協議会でも申し上げましたが、年々上昇する気温の中で、シルバーですから、高齢の方が、炎天下、体調を崩すことが心配されるとともに、草刈機、いわゆるビーバーですが、作業中の飛び石が走行車両に当たり、トラブルもあったと聞いています。そういった理由から、人材不足も踏まえて、作業が限られてきている中、昨年の龍神まつり

前に役場職員が大汗をかいて、人手不足が原因と思われることから、歩道整備をしていました。

その姿を見まして、昨年は議会としても9月定例会終了後、職員も苦勞しているので、僕らも都合のつく範囲でお手伝いをしませんかと声をかけたところ、多くの皆さんが心よく賛同していただき、ボランティア作業となりました。

今年のフォトフェスティバルも9月14、15、16日の3連休で終了しましたが、同日に撮った写真があります。電車で来た場合は、徒歩では、かりん道路経由、もしくは郵便局の前を通るわけですが、町と共同開催のイベントとしては、東西どちらとも、タブレットにありますように、お客様を歓迎できる状況ではなく、心遣いのなさを感じたところです。写真を撮って、建設水道課に見せ、あまりにもひどいので早急に対処してほしいと伝えたところ、早速、数か所は草刈りが行われ、歩道幅が確保されました。人手不足の中ではありますが、今後も協力業者をお願いし、安全な歩道幅確保を願いたいものです。

参考として、議長の許可をいただき、タブレットに載せてあります。ご覧いただければと思いますが、1枚目が郵便局横のポケットパーク、2枚目が駅西駐車場前になります。そこからヤッホーさんに向かい、役場あるいはMMoPに向かう歩道で、3枚目が駅入口交差点から消防署方面に向かう左側の歩道で、4枚目は作業終了後の写真になりますが、一目瞭然、作業をした後、前ではこれほど違うものであります。

9月14、15日にはコーヒーフェスがMMoPで行われ、大盛況でありましたが、フェス会場だけが除草できていればいいのでしょうか。とはいえ、その数日前にテナントの方たちによる駐車場の草刈りが行われたと聞いていますが、ついでに役場を出て、信号を左折し、MMoPに向かうわけですが、町管轄の歩道も行われたようです。

本来、MMoPでのイベントにあわせるのではなく、普段から町管轄の歩道は責任を持ち、美化維持活動を行うべきと考えますが、人手不足なのでしょう。

ちなみに、写真にありました郵便局横の横断歩道に面した、もうご覧のとおり伸び放題、3分の2は埋まっています。その除草は、フォトフェスティバル終了後の町道普請、9月28日に片づいたと記憶しています。歩道の3分の2が塞がっていましたが、歩道幅が確保され、安心して通れるようになりました。改めて気づか

ないで見過ごしている部分を、道普請美化活動により安全性が保たれていることに感謝申し上げます。

いずれにしても、イベントのある、なしではなく、本来の歩道幅が確保できておらず、危険で美化が損なわれています。

そこで、幹線道路の美化について3つほどお聞きしますが、まずは今年度の幹線道路清掃に関する経費及び日程をお知らせ願ひ、特に歩道の草刈り、歩道幅確保の關係をお聞きいたします。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えいたします。

今年度の幹線道路清掃につきましては、4月に御代田佐久線、塩野御代田停車場線、三ツ谷普賢寺線をはじめ、計10路線において、御代田町建設業協会に所属する11社と全体で264万7,700円の契約を締結し、2日間にわたり道路路肩の土砂の除去、側溝清掃などを実施していただきました。

次に、草刈り等につきましては、御代田佐久線は民間事業者との業務委託契約をする予定でしたが、指名競争入札を実施したところ、不落となったため、仕様等を変更し、草刈り・除草業務を7月から10月で計8回、399万5,200円を実施しました。なお御代田佐久線以外の幹線道路につきましては、シルバー人材センターとの単価契約により、6月から10月で計5回、107万485円を実施しております。また、塩野区内線におきましては、7月と9月に剪定・草刈り業務を実施し、49万5,000円の支出となっております。

さらに今年度は、新たに個別の道路維持業務として、側溝清掃や路肩土砂撤去等について13件分を町内業者と契約締結し、合計254万4,300円を実施いたしました。道路の支障木伐採業務についても、町内業者と契約を締結しまして、13か所で合計318万8,150円を支出しております。11月時点での道路環境美化等維持管理に係る支出済額は合計で1,394万835円となっております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 小井土哲雄議員。

○12番（小井土哲雄君） ただいま答弁にありましたとおり、かりん道路に関しましては、民間業者と業務委託契約を予定していたところ、不落となり、指名業者ではな

く民間業者との契約とのことでしたが、担当課としても、道路環境美化には人手不足による作業の遅れと協力業者の人員確保に対しご苦勞は分かります。

この件につきましては、3つ目の質問に関係しますので、再度触れるとしまして、今年度11月時点で、道路環境美化等維持管理に1,390万ほどの支出とありました。当初予算では1,359万1,000円であります。今回の質問にあわせて、課長とは何度か立ち話も含めてお聞きしましたが、その中で環境美化に関しては、多分1,000万を超えたことが今まではなかったようなお話もありました。ということは、シルバー人材センターに大変お世話になっており、経費が抑えられていたと感じます。

そこで、シルバー人材センターとの協力関係と、今後の展望についてお聞きしますが、この頃の定年延長により、新規入会者の減少と会員の高齢化でご苦勞なさっておられると思います。会員の就業維持や新規入会者による就業拡大は、地域の課題解決の担い手として、町関係の事業を継続していく上で重要であると感じています。また、シルバー人材センターの目的に、定年退職後等に地域社会に密着した臨時的かつ短期的な就業等を希望する高齢者に対して、地域の日常生活に密着した仕事を提供し、もって高齢者の就業機会の増大を図り、活力ある地域社会づくりに寄与していただいていると感じております。

これまで町関係の業務委託は多岐にわたり、建設課では道路の除草、枯葉の片づけなど、多くの作業をお願いしていますが、近年、交通量の多いところ及び傾斜のきつい道路法面は辞退しているようです。また、都市計画係では、公園の除草、肥料散布、枯れ葉の片づけ等、上下水道係では水道の水質検査及び水道施設の草刈りなどを年2回行っているようです。ほかにも耕地林務係、観光係、環境衛生係と、多くのニーズに答えている現状の中、この先、シルバー人材センターとの協力関係と今後の展望をお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えいたします。

シルバー人材センターにおかれましては、これまで町の道路維持管理業務、草刈りや剪定、除草のほか、公園の維持管理業務についても多大な業務実績があり、幹線道路をはじめとした道路の美化にご協力をいただいております。

しかしながら、現在、シルバー人材センターで草刈り等に従事される会員が減少し、道路際での作業の際は安全面を考慮しながらの作業となるため、作業ペースが落ちるなど、各路線の作業に苦勞されているとの声をいただいております。また、来年度以降の道路作業については、人員の確保等が難しく、業務を受け持つこと自体が困難であるとの報告も受けております。シルバー人材センターは、高齢者の生きがいをづくりや地域との密接な関係性の構築など、単なる就労にとどまらない効果があると考えております。また、作業に当たっての報酬につきましても、民間業者と比較にならないほど安価で実施していただいているなど、町の事業実施において欠かせない相手方となっております。しかしながら、現在のシルバー人材センターの状況を踏まえ、既存人員で対応できるよう、幹線道路以外の業務箇所へ変更するなど検討しなければなりません。来年度以降につきましても、シルバー人材センターと協議をした上で、実施可能な範囲で業務を発注できるよう検討してまいりたいと考えております。

○議長（荻原謙一君） 小井土哲雄議員。

○12番（小井土哲雄君） 来年度以降の道路作業については、人員確保が難しく、業務を受け持つこと自体が困難という報告があったということでございました。この件も後の質問に関係します。作業に当たっては、報酬は民間業者と比較にならないほど安価で実施していただき、町の事業実績に欠かせない相手ともありました。まさにそのとおりで、小諸北佐久シルバー人材センター定款の目的に定められた定年退職者等の高齢者の生きがいの充実、健康の増進、社会参加の推進を図ることにより、地域社会づくり及び地域の福祉向上に寄与するとありますとおり、答弁にもありましたが、シルバー人材センターといろいろ事情はあるのですが、協議の上、今後も多くの業務を発注していただきたいと考えております。

その一つとして、現状、町でふるさと納税に含まれているか否かは、ちょっと分からないのですが、お墓掃除あるいは空き家の草刈りなども考えられます。その後、ちょっとお聞きしたら、民間の方がお墓掃除とか、そういうのをふるさと納税で受けているようですが、1件も注文がないとも聞いています。空き家の草刈りといっても、こちらには親戚もいたりして、田舎の人たちってそういう思いが強いですから、「東京へ行っているから、俺たちでやるか」というような、そういう助け合いの関係もあるかと思うんですけど、一つとして、ふるさと納税としてアピールする

ことも一つの案かというふうに思っております。

シルバー人材センターは、もともとは各自治体でスタートした仕組みですが、平成3年に小諸シルバー人材センターに御代田町が合流し、その後、構成はいろいろ変わりましたが、そもそも広域合併により国補助金の割増を目指し、センター経営の合理化と経費削減が目的ではなかったと感じ、補助金も会員の減少により以前より少なくなったことも要因で働きにくくなっているかもしれません。シルバーの皆さんには、生きがいを持って作業していただき、健康であってほしいと思います。私も登録すれば十分資格はある年齢ですけど、もうしばらくはこちら側で頑張らせてもらいます。

そこで、人手不足の解消を考えたとき、歩道にはみ出した木の枝、あるいは美観を損なう雑草の草刈り、剪定などの軽微な作業をPTAや協力団体に区間を決め、それなりの報酬を支払い、参加していただくことにより、人材不足を補えるのではないかと考えますので、町の考えをお聞きしたいと思います。

その前に、昔、PTAでは、楽器購入など、昔で言う廃品回収等でその費用の一部を賄っていたように思われます。今では資源回収と名称が変わり、1人1台のパソコンケースであったり、それぞれのクラブに補助をしているようです。資源回収のみの収益では、多分足りないのではないのでしょうか。ですから、PTAに限らず、賛同を得られるそれぞれの団体にお声がけいただき、町が提示する金額、区分は分かりませんが、町報等でお知らせ願ひ、協力団体を募ってはと考えますが、町のお考えをお聞かせください。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えいたします。

町では、幹線道路の草刈り等、道路美化業務につきましては、これまでの実施方法のとおり、民間事業者への委託を第一に考えております。道路環境の美化業務については、草刈機等の作業機械を用い、作業の安全確保のための人員や作業資材等を保有し、道路使用に伴う警察署への届出等、諸手続が可能な業者に委託することで、作業の質の確保、作業の安全の確保、適正な報酬の支払いが可能であり、年間を通じた計画的かつ効率的な実施が確立できると考えております。

来年度は、御代田佐久線、塩野御代田停車場線及び三ツ谷普賢寺線をはじめとし

た幹線道路の草刈業務について、路線ごとに業者と契約を締結し、年間を通した作業計画の中で実施していく予定でございます。

ご提案いただきましたPTAなどの協力団体への草刈業務等の委託につきましては、長野県内でも一部の自治体で行政区や集会、自治会、各種団体等の奉仕作業として道路の草刈り活動を実施した際に、道路草刈り作業報奨金を交付する仕組みをつくっている自治体もございます。シルバー人材センターや民間事業者以外で町民の皆様方へ作業を依頼していくことで、各区で実施されている清掃作業や、道普請といった地域活動を支援し、後押ししていくことが可能であると思われま

す。ただ、草刈り作業は、道路沿線での作業ということもあり、通行する歩行者、自動車への被害の防止、作業員の安全確保が必要でございます。加えて、事故が起きた場合の保険への加入などの課題もあります。また、作業内容の基準を設けた上で、妥当性や公平性のある報酬額の設定や作業の質を確保していただく必要がございます。これらの課題や作業を実施する上でのリスク回避を整理していくことが重要と考えます。

今後の道路環境整備の一案として、県内の実施している自治体の状況も確認しながら、検討してまいります。

○議長（荻原謙一君） 小井土哲雄議員。

○12番（小井土哲雄君） 最初の質問で、指名競争入札が不落となり、別の民間業者と契約し、草刈りの除草作業をお願いしたとのことでした。指名業者も、普段の仕事、あるいは今年度中に何とかしなければならない災害復旧工事も現状考えられます。手が足りず、受けることができないことも予想できます。民間業者が手を挙げて作業をしていただくことはありがたいのですが、それでも幹線道路の歩道幅確保がままならない状況ですので、先ほども申し上げましたが、例えば南北小学校PTAの環境美化部として登録し、指名競争入札には当然入れないのですが、PTAに限らず、美化運動に強い思いのある方たちが、グループあるいは消防団として登録できるのが気になります。必要な草刈り機は、結構多くの方が保有していますし、手慣れた方もいると思います。事故が起きた場合の保険も、報酬が出るのですから、当然、加入を義務づけ、美化活動に参加していただくことにより、御代田町の環境美化が守られ、人手不足の解消にもなると考えますが、再度、担当課にお尋ねしたいと思います。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えいたします。

P T A等の団体に直接業務を委託するといったところでは、やはりリスクのほう
が大きいと感じております。ただ、一例としまして、先ほども県内の自治体でそう
いった例があるということが一つあります。それから、町の入札参加資格者名簿、
こちらのほうの小規模工事や修繕に草刈り作業といった業務を請け負うことが可能
な事業者であったり、団体として登録していただき、作業を実施する上でのリスク
管理や作業の質に責任を持ってやっていただけるということであれば、今後、業務
を発注する際の一案として前向きに検討してまいりたいというふう感じておりま
す。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 小井土哲雄議員。

○12番（小井土哲雄君） 今、お答えがありましたけれども、小規模事業者的な登録も、
登録すればできて、草刈り作業なんかにも参加できるようで、いろいろな軽微な不
安材料を取り除く部分のご相談して進めるとしても、環境美化に参加しながら報酬
が、大きなお金ではないと想定しているんですけど、P T Aとしても助かるでしょ
うし、また消防団においては、そろそろ季節ですけど、忘年会で恒例で泊まりに行
く方たちもいらっしゃるかと思うんです。そういうときの資金にさせていただくとか、
いろんな考え方があるんじゃないかなというふうに思います。今後、問題点を精査
していただく中で、美化活動に参加希望のある団体、あるいはグループを募り、そ
の活動だけではなく、美化意識の向上につながっていただければ幸いです。

以上で、この件の質問は終わります。

次に、小学生の目を保護するためのサングラス着用を可とするかの質問ですが、
ここ数年の気温の高さは太陽光の強さが影響していると言われており、紫外線も強
くなってきています。また、紫外線が目にも悪影響を与えることは広く知られてい
るところである。そこで、児童生徒の目を守るために、サングラスの着用の可否が問
われる時期ではないかと考えますが、教育委員会の考えはの要旨に沿ってお聞きし
ますが、この質問は、お題目にサングラスとなっていますが、ファッションとして
の着用ではなく、あくまでも目を保護するためのUVカットの眼鏡として捉えてい

ただきたいのですが、この質問ではサングラスとしてお話しさせていただきます。

今や、オーストラリアの一部の小学校では、サングラスの着用が制服の一部として義務化されていると聞いております。これはおしゃれとしてではなく、有害な太陽の紫外線から子どもの目を守るための処置で、政府当局は国内全ての学校で、この制度の導入を考えているとインターネットに書き込まれておりました。

ニューサウスウェールズ州の教育大臣は、州内全ての公立学校で、校庭に出る際はサングラスを着用することを義務づけることを検討していると明らかにしたようであります。シドニーの公立学校では、既に附属幼稚園の園児から6歳の子どもを対象にサングラスの着用を義務づけており、同校の校長は、子どもたちが校庭でサングラスを着用することを認めております。紫外線への過度の露出は、皮膚がんを引き起こす可能性があることは既に知られていますが、専門家による白内障の危険性もあり、冬に比べ紫外線照射が5倍になる夏は、特にサングラスが大切だと認識しているようです。

オーストラリアでは、夏の日差しの強さが問題視されていますが、当町と比べると、気候も大分違います。特に、これから冬を迎えるに当たり、雪による反射光が目にも悪影響を与えることは皆さんご存じのとおりであります。スキー場に行き、ゴーグルまたはサングラスをしないで滑っている方は見たことないですよ。大げさかもしれませんが、逆に冬のほうが当町の児童生徒には必要ではないのかと考えます。

インターネットで見ますと、薄い色つきのサングラスが紹介されていて、サングラスを買う際にお勧めなのはUVカット400という機能がついたもの。紫外線には波長の違いでA波やB波に分かれますが、UV400のものは、そのほとんどをカットしてくれるとありました。これは今では常識で、皆さんご存じかと思えます。

また、因果関係が考えられる白内障は、日本では70代の約半数、80代では、ほぼ全員が、加齢も当然ありますが、白内障になると言われている病気です。おしゃれとかファッションではなく、年齢の若い頃から保護が大切と考えます。

そこで、児童生徒の目を守るために、UVカット仕様のサングラスあるいは薄い色つき眼鏡の着用時期かと考えますが、教育委員会の見解をお聞かせください。

○議長（荻原謙一君） 阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） お答えいたします。

環境省では、保健師など保健活動に指導的に関わっている方々をはじめ、多くの国民に紫外線についての科学的知見や関連情報を紹介することで、正しい知識を身につけるための助けとなるよう、環境省紫外線環境保健マニュアルを作成し、公表しております。

この第2章、紫外線による健康影響の中で、議員ご指摘の紫外線による目への影響についても触れております。例えばですが、紫外線角膜炎は、強い紫外線にさらされたときに見られる急性の角膜炎で、白目の部分の充血、異物感、涙があふれるなどの症状が見られ、ひどくなると強い目の痛みを生じます。雪面、雪の面などの特に紫外線の反射が強い場所で起きる雪目が有名でございます。翼状片という症状ですが、こちらは白目の部分が翼状に黒目の部分に侵入する繊維性の増殖組織で、瞳孔近くまで伸展すると視力障害を来します。また、目だけではなく、紫外線による皮膚への影響についても、皮膚がんの原因となることや、子どものうちから大量の紫外線を浴びていると、その影響は何十年もたってから現れてくるということ。このため、子どものうちから紫外線を浴び過ぎないように、帽子、衣類、日焼け止めなどによる紫外線防御を心がけることが大切であるということが記載されています。

このようなことから、子どもたちに紫外線が与える影響はとても大きなものであると、学校もそうですし、教育委員会としても認識をしております。このマニュアル内でも、紫外線対策としてサングラスの使用を勧めていますが、紫外線防止効果のあるサングラスを適切に使用すると、目への紫外線の影響を最大で90%カットすることができるため、サングラスや眼鏡を使用する場合は、紫外線防止効果のはっきり示されたものを選ぶことが大事であるとされております。また、目に照射される太陽光は、正面方向からだけでなく、上や横、それから下の方向、それからさらには後方からも、目を直接、間接的に照射するため、レンズサイズの小さなものや、顔の骨格にあわないものでは正面以外からの紫外線に対して十分な防止効果を期待できないということ。強い太陽光から目を守るためには、ゴーグルタイプあるいは顔にフィットした、ある程度の大きさを持つサングラスや眼鏡をかけ、帽子をかぶるとよいということも書かれております。

さらには、色の濃いサングラスをかけると、目に入る光の量が少なくなるため、瞳孔が普段より大きく開き、紫外線カットの不十分なレンズでは、かえってたくさ

んの紫外線が目の中へ侵入し、危険な場合があるといった注意を促す記載もあります。学校生活において、しっかりと紫外線から目を守るができるものでないと、かえって危険となってしまう場合もあり、体育や休み時間中の安全面の確保といった視点など、様々な課題も考えられるところでございます。

現在、小中学校では、紫外線に対する保健指導のほか、小学校で帽子の着用やプール授業でのラッシュガードの着用、中学校では登下校時や体育時の帽子着用の励行、体育を校庭など戸外で実施する単位に関しては、日焼け止め等の使用を許可しております。部活動においても、日焼け止めを塗ることを許可し、皮膚がんのリスクを最小限にとどめるよう努めております。

また、病気などによりまして、紫外線などを直接目に入れてはいけないと医師の診断を受けている児童生徒がいる場合は、当然、許可する必要があります。その際は、周りの児童生徒にしっかりと状況説明を行い、いじめ等につながらないように、学校全体で最大限の配慮を行うことを教育委員会から学校へ指示しております。現在、小中学校あわせて1名、偏光眼鏡を使用している状況でございます。

本通告をいただきまして、他の自治体の様子を検索しましたところ、山形県の自治体で企業が開発したオリジナルサングラスを小学校に寄贈した事例がありました。沖縄県の複数の自治体では、視力矯正が必要と判断された小学生に限りですが、企業が紫外線カット機能のある眼鏡を無償提供している事例もありました。しかし、まだまだ取組は少ないようでございます。

仮に、こうしたアイウェアを購入した場合は、製品により価格は様々で、明確には申し上げられませんが、おおむね1万円から2万円ぐらいと思われることから、少なからずご家庭の負担になることも考えられます。教育委員会としましては、目に限らず、紫外線が与える影響やサングラスのメリット・デメリットなど、様々なことを視野に入れ、サングラスの着用も含めた紫外線対策について、学校や町部局とも相談をしながら、今以上にどのようなことができるのか、研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 小井土哲雄議員。

○12番（小井土哲雄君） 皮膚がんの関係で、いろいろ教育委員会も考えていただいて、帽子やら日焼け止めクリームやら、いろいろやっていただいているようで、それは

それでありがたいことで、引き続きお願いしたいと思いますが、今回の私の一般質問を聞いて、児童生徒に薄い色つきUVカットサングラスを目の保護のためにしていくように勧める親御さんがいらっしゃるかもしれません。先ほど答弁にもありましたとおり、病気などにより紫外線を直接目に入れてはいけないと医師の診断を受けている生徒がいる場合は、当然、許可するということですが、そもそも目を保護するためのサングラス着用を、学校として事情のある生徒は別として、校長なりにお伺いする必要があるのかどうなのか、分からないけれどもお聞かせください。

○議長（荻原謙一君） 阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） お答えいたします。

目を保護するために、ご家庭で必要だと判断された場合であれば、着用を妨げるものではありません。その際は、先ほど申し上げました点などにご注意いただき、適切なものを選択いただければと思います。また、学校として配慮が必要な場合等もありますので、着用の前に、それぞれの担任や養護教諭のほうに話していただくこと、こういったことをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 小井土議員。

○12番（小井土哲雄君） 着用前に先生に相談する。そのほうが一番間違いないかと思っています。いきなり真っ黒い色のサングラスで行けば、昔なら、この不良息子とか、そういうふうに簡単に言葉が出てきたんでしょうけど、今はそういう意味じゃなくて、目を守るためだと言っても、そういうことが原因で、先ほどの答弁にもあったけど、いじめの対象になる可能性もありますので、それは先生に相談しながら、じゃあどういう色ならいいんだよ、ちょっとこれじゃきついなというような、相談をする中で進めていただければと思います。

繰り返しになっちゃうかもしれませんが、最後になりますが、学校や町部局としても、相談し、研究していくということですが、医師の判断により保護眼鏡の必要な子は、保険対象になるかは現状存じ上げないのですが、医師からサングラス着用を勧められた児童生徒と、自発的に目の保護を目的としてでは違いがあっても当然でしょうが、今後、相談・研究の中に、そういった場合の補助金制度も含んでいただいて、研究していただきたいと申し上げまして、今回の私の全ての一般質問を終わ

ります。

○議長（荻原謙一君） 以上で、通告4番、小井土哲雄議員の通告の全てを終了します。

これにて本日の議事日程を終了します。

明日は、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午後 3時07分